



第2期 香美町子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度—令和6（2024）年度



令和2年3月



香 美 町



目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の趣旨
2. 新制度施行後の子育て支援にかかる動向
3. 計画の位置づけ
4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 7

1. 人口等の動向
2. 教育・保育施設の状況
3. 子育てに関するアンケート調査集計結果から

第3章 計画の基本的な考え方 34

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 教育・保育提供区域の設定
4. 計画の体系
5. 計画の期間

第4章 施策の展開 36

- 基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町
基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町
基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町
基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町
基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育ちを支えることができる町

第5章 事業計画 55

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期
3. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第6章 計画の推進方策 62

1. 推進体制
2. その責務と役割

□第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、平成15年（2003年）に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な施策が講じられてきたところですが、平成24年（2012年）8月に、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

また、令和元年（2019年）10月に、子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減が図られました。

本町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画『香美町次世代育成支援行動計画』を策定し、次代を担う子ども達や親の支援を総合的かつ計画的に推進してきましたが、この度制定された子ども・子育て支援法に基づき、業務の円滑な実施に関する市町村子ども・子育て支援事業計画として新たに策定するものです。子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、平成27年（2015年）3月に『第1期香美町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行なわれるよう必要な措置を講じてきましたが、この計画の計画期間の終期が令和元年度（2019年度）であることから、令和2年度（2020年度）を始期とする第2期の計画を策定するものです。

2. 新制度施行後の子育て支援にかかる背景・動向

○子ども・子育て支援新制度の施行、子ども・子育て本部の設置

平成24年（2012年）に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年（2015年）4月1日から本格施行されました。

新制度の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や新制度の施行を行うための新たな組織である子ども・子育て本部が設置されました。

○ニッポン一億総活躍プランの策定

平成27年（2015年）10月より、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催されました。平成28年（2016年）5月、同会議において「ニッポン一億総活躍プラン」が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定されました。

同プランにおいては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、

「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、令和7年度（2025年度）までのロードマップを示しています。

○「働き方改革実行計画」の策定

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、平成28年（2016年）9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催されました。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の待遇改善等をテーマに討議が行われ、平成29年（2017年）3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられました。

○「子育て安心プラン」の公表

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしており、平成29年（2017年）12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和2年度（2020年度）末までに整備することとしています。

○「新しい経済政策パッケージ」の策定

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は平成29年（2017年）12月8日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。また、これらの施策の安定財源として、令和元年（2019年）10月の消費税率10%への引上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することとしました。

（内閣府HPより抜粋）

3. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化するとともに新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るもので

これまでの『香美町次世代育成支援行動計画』『第1期香美町子ども・子育て支援事業計画』

の基本理念、基本目標を継承し、子どもと家庭にかかわる施策を体系化し多岐の分野にわたる総合的な展開を図るものとして、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を併せ持つこととします。

また、さまざまな分野の取り組みを総合的かつ一体的に進めるための総合計画等の上位計画や、地域福祉計画、男女共同参画行動計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、教育振興基本計画等との整合性を持たせた町の子育て支援にかかる総合計画として策定します。

4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

分野	施策名	内 容	進捗状況	備 考
	基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町		実施中	未実施
(1)子どもと親の健康づくりの推進	①結婚届出時の啓発	妊娠に関する情報や相談窓口等を紹介したり一フリットを配布し、意識の高揚を図る	○	
	②妊娠の届出及び母子(親子)健康手帳の交付	・妊娠早期届出の啓発、全妊婦に対する相談援助、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援 ・『親子健康手帳』を母子健康手帳として交付 ・マタニティーマークの普及啓発	○	
	③妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査の公費助成、妊婦の全数把握によるハイリスク妊婦支援	○	
	④妊産婦歯科健康診査の充実	妊産婦歯科健康健診の実施、受診率向上	○	
	⑤妊産婦保健指導	・家庭訪問による日常生活全般の保健指導 ・教室等の開催による保健指導 ・妊婦の喫煙・飲酒等をなくする保健指導	○	
	⑥ハイリスク妊産婦対策の充実	・若年妊産婦や高齢妊産婦に対する保健指導等の充実 ・シングルマザーや外国人妊産婦が抱える不安に対する支援	○	
	⑦不妊治療対策の充実	不妊治療費用の一部助成、不妊に関する情報提供	○	
	⑧不育症治療対策の推進	不育症の早期受診・早期治療の促進、不育症治療費用の一部助成	○	
	⑨子育て世代包括支援センター事業	母子保健、育児等を総合的に支援する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設	○	
	⑩産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣	○	
	⑪新生児訪問指導事業	・産後うつの早期発見・早期支援、新生児訪問指導の実施	○	
	⑫相談窓口の充実	保健師、助産師等が各区に出向き、個別相談や子育て教室を開催	○	
	⑬健康診査の充実	乳幼児の発育・発達の節目に応じた乳幼児健康診査と5歳児発達相談の実施	○	
	⑭子育て教室等の開催	子育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施	○	
	⑮予防接種の推進	・未接種児対策に重点を置いた接種率の向上 ・新型インフルエンザ等感染症や予防接種に関する情報の適時適切な提供	○	
	⑯歯科保健対策	乳幼児を対象とする歯科健康診査、歯科保健指導、歯科健康教育の充実	○	
	⑰家族等の禁煙の推進	乳幼児のいる家庭での喫煙率減少に取り組む	○	
	⑱産後ケア事業	産後母子の心と体のケアや育児相談を医療機関で受けることができる産後ケアに取り組む	○	
	⑲新生児聴覚検査の推進	新生児期の聴覚検査の費用を助成	○	
	⑳産婦健康診査の推進	出産後の産婦健康診査の費用を助成	○	
(2)次代の親の育成支援	①生・性に関する正しい知識の普及啓発	学校での性教育の充実、子育て中の母子と中学生とのふれあい事業の継続実施	○	
	②喫煙、飲酒等に関する教育の推進	未成年者の喫煙、飲酒等に関する教育を効果的に取り組むためのネットワーク体制の整備	○	
	③相談体制の充実	スクールカウンセラーの配置による相談、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	○	
	④食育の推進	・成長に合わせた食育を推進 ・「食」への関心を高め、食べものの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進	○	

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町			実施中	未実施	
(1) 教育・保育の提供体制の充実	①少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施	現行幼稚園による少人数教育の充実、預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施	○		
	②保育所への支援	統合した村岡区の保育施設に対し支援を行うことと併せて、既存保育施設の運営等、認定こども園への移行も含め支援	○		
	③時間外保育事業	保育時間の延長が必要と認める園児を対象に時間外保育事業を実施 開所時間が11時間を超える保育所の拡充	香住 村岡	小代	小代 10.5h
	④病児保育事業	早期に保育所や医療機関での事業の準備・検討を行い実施	香住	村岡 小代	
	⑤放課後児童健全育成事業	公民館や学校の余裕教室等での放課後児童クラブ開設、放課後子ども教室と連携しながら「放課後子ども総合プラン」を推進	○		
(2) 子育てサービスの質の向上・充実	①保育士確保への取り組み	潜在保育士の再就職に関する相談や資格取得の支援により人材の確保に取り組み、保育士の待遇改善を推進	○		
	②保育士の資質の向上	参加型研修の実施など、保育士の資質の向上のために必要な支援を行う	○		
	③相談体制の充実	子育て支援事業等に関する情報提供や相談	○		
基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町			実施中	未実施	
(1) 子育て家庭への支援の充実	①地域子育て支援拠点事業（子育て・子育ち支援センター）	・子育て関係機関等と連携し、各種教室や研修会等を開催し地域の“子育て力”を高める ・子育てサークル等、子育てに関して自主的に活動を行うサークルの育成及び活動を支援	○		
	②子育て支援施設等の利用増進	子育て支援施設等に子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発	○		
	③一時保育事業	保育所に入所していない乳幼児を、主に昼間、一時的に保育する事業を町内全域で実施	○		
	④子育て短期支援事業	家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、原則1週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行う	○		
	⑤子育て支援情報の適切な提供	母子健康手帳交付時に『こそだてガイドブック』の交付による子育て情報の発信や情報交流等を行う新たなICT導入の検討	△	ICT 導入の 検討	
基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町			実施中	未実施	
(1) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	①被害に遭った子ども等の保護の推進	カウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携したきめ細やかな支援を実施、保護を必要とする子どもは、関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援	○		
	②児童虐待防止対策の充実	・家庭での適切な養育を促進するとともに、ホームヘルパー等派遣体制を整備 ・要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心に、児童虐待の早期発見・早期対応の取組	○		
	③障害児等の支援施策の充実	・未熟児訪問事業 ・障害児保育事業 ・5歳児発達相談事業 ・保育所幼稚園等巡回相談事業 ・障害児等療育支援事業	○		
	④ひとり親家庭への支援	福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立を支援	○		
	⑤アレルギーのある子どもへの支援	乳幼児健康診査等を通じてぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行い、教育・保育施設等での給食の食物アレルギーによる事故を防止	○		

(2)子育て世帯への経済的支援	①保育料の軽減	国の定める基準額から軽減し、すべての子育て家庭の経済的負担を軽減	○		
	②多子世帯への経済的負担の軽減	更なる経済的負担軽減を図るため、多子世帯の保育料を減免	○		
	③児童手当	中学校修了までの児童を養育する方に児童手当を支給	○		
	④医療費の助成	乳幼児等医療費助成制度等の実施により、子どもにかかる医療費を経済的に支援	○		
	⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業	児童にかかる日用品、文具等物品購入に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を勘案し助成	○		
(3)子どもの安全確保	①事故防止	小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発	○		
	②交通安全対策活動の推進	関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進	○		
	③犯罪等の被害防止活動の推進	・犯罪等に関する情報提供の推進 ・地域ぐるみの防犯活動の推進 ・防災教育の推進	○		
基本目標V：地域で子育て・子育ちを支えることができる町			実施中	未実施	
(1)地域における子育て支援	①自主的な子育てグループの育成	就学前の子どもの親たちによる自主的な活動や仲間づくりに対し支援	○		
(2)職業生活と家庭生活の両立の推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	企業によるワーク・ライフ・バランスの取組に対する情報提供・相談		●	
	②仕事と子育ての両立支援	企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業の活用促進、育児・介護休業法等関係法令へ適合する就労規則の改正等の積極的な推進		●	
(3)子どもの教育環境の整備	①学校の教育環境等の整備	・個に応じたきめ細かな指導の徹底など「確かな学力の確立」 ・道徳教育の充実など「豊かな心づくりの推進」 ・豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成など「豊かな体づくりの推進」 ・地域の防災拠点として引き続き老朽化施設の改修を行うなど「安全・安心の学校づくり」を推進	○		
	②魅力ある幼稚園教諭の養成	専門委員会によるカリキュラムの検討や教育研修所の研修を充実するとともに、地域に根ざした特色ある園活動に資する研修の充実	○		
	③家庭や地域の教育力の向上	・親学習（親業）の充実 ・子育て家庭の支援 ・地域ぐるみの教育支援 ・ふるさと教育の推進	△	子育て サポーターの 養成	
(4)子どもの生活環境の充実	①子どもが安心して遊べる遊び場所の整備	成長に応じて遊べる公園の整備に努め、自治会等が行う子どもの遊び場の整備を支援	○		
	②放課後子ども教室の拡充	放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、「放課後子ども総合プラン」を推進	○		
	③子どもの健全育成	・有害図書や有害情報の規制の働きかけ ・非行への予防対策	○		

□第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口等の動向

(1) 人口の推移

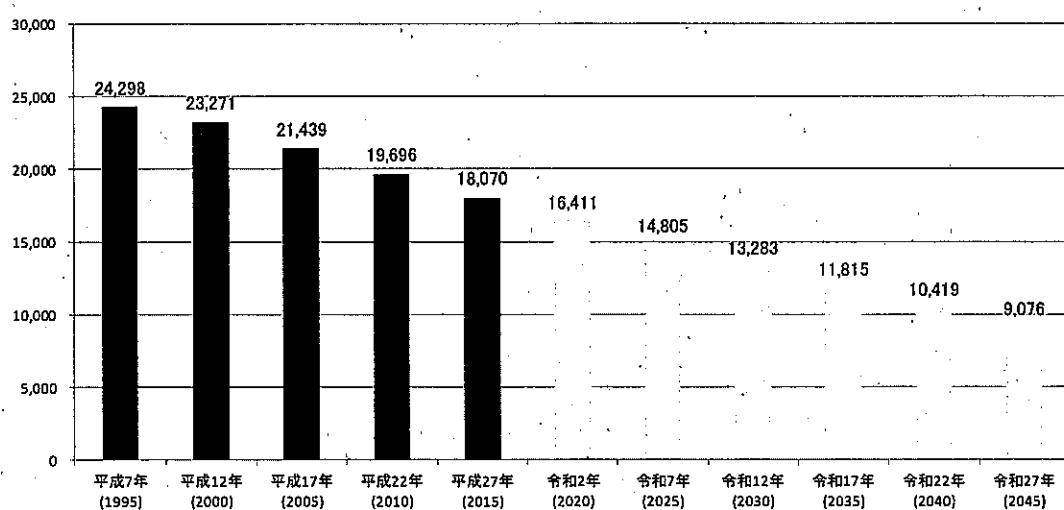
香美町の人口は、平成7年（1995年）と27年（2015年）を比べてみると6,228人減少し、しかも、その減少率は大きくなる傾向にあります。この減少傾向は、今後も続くと考えられており、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」では、令和27年（2045年）の将来推計人口を9,076人と推計しています。

■人口の推移

	(単位：人)										
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
香美町	24,298	23,271	21,439	19,696	18,070	16,411	14,805	13,283	11,815	10,419	9,076
対前年増減	(1,027)	(1,832)	(1,743)	(1,626)	(1,659)	(1,606)	(1,522)	(1,468)	(1,396)	(1,343)	
対前年増減比	-4.2%	-7.9%	-8.1%	-8.3%	-9.2%	-9.8%	-10.3%	-11.1%	-11.8%	-12.9%	
H22経過年数	0	5	10	15	20	25	30	35			
H22比較人口	0	(1,626)	(3,285)	(4,891)	(6,413)	(7,881)	(9,277)	(10,620)			
香美町	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)				
0~4歳	585	487	393	330	277	230	189				
5~9歳	664	589	490	395	332	280	233				

※平成27年までは国勢調査結果

※令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」



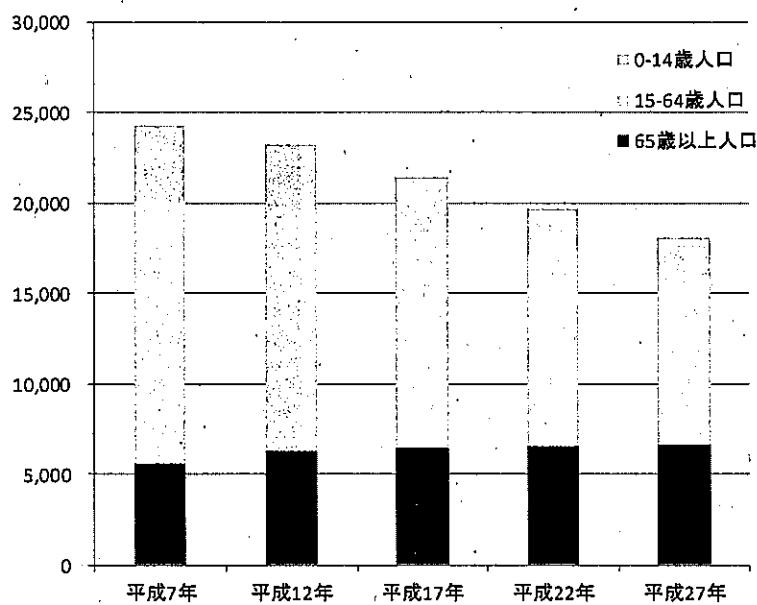
(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口では、年少人口割合(0~14歳)が減少し、老人人口割合(65歳以上)が増加する少子高齢化の傾向が進行しています。平成31年(2019年)4月1日現在の年少人口割合は10.2%、高齢者割合は38.5%となっています。

■年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65歳以上人口	5,583	6,271	6,470	6,521	6,630
15-64歳人口	14,414	13,299	11,906	10,680	9,375
0-14歳人口	4,301	3,701	3,063	2,495	2,065
計	24,298	23,271	21,439	19,696	18,070
老人人口割合(65歳以上人口／人口)	23.0%	26.9%	30.2%	33.1%	36.7%
年少人口割合(0-14歳以上人口／人口)	17.7%	15.9%	14.3%	12.7%	11.4%



(3) 出生の動向と就学前児童の推移

出生数は、平成22年度（2010年度）と30年度（2018年度）を比べてみると47人減少し、就学前児童も、平成22年（2010年）と31年（2019年）を比べると267人減少しています。

香美町の合計特殊出生率は1.82で、国、県より高い水準にありますが、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.07と言われており、自然動態、社会動態からみると、今後も人口減が予測されます。

■出生数の動向

自治区	(単位：件)									
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
香住区	91	99	78	78	85	78	65	71	69	
村岡区	32	21	30	22	24	13	17	13	13	
小代区	13	11	9	9	5	8	10	4	7	
計	136	131	117	109	114	99	92	88	89	

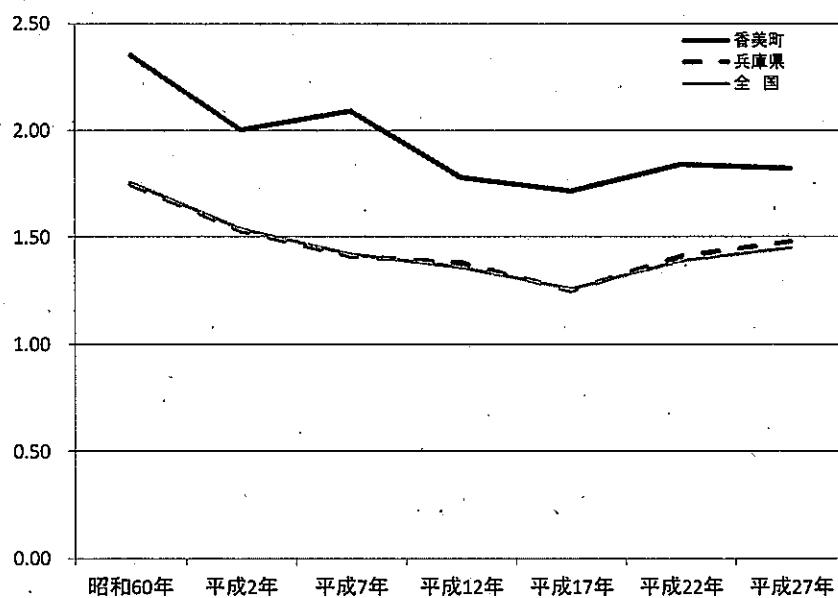
※4月1日～3月31日

(資料：町民課)

■合計特殊出生率

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
香美町	2.35	2.00	2.09	1.78	1.72	1.84	1.82
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45

(資料：兵庫県HPより)



(4) 婚姻の動向

婚姻件数は、平成22年（2010年）に70件、平成29年（2017年）に59件で、年により増減を繰り返していますが、国勢調査による未婚率の推移をみると平成12年（2000年）から27年（2015年）にかけてどの年齢層においても未婚率の割合が増加しています。特に、40歳以上でも未婚率が高い状態が続き、未婚化、晩婚化が進行しています。

一方、離婚件数には大きな変動は見られず、やや減少傾向にあります。

■未婚者数と未婚率の推移

《男性》		(人)			
総数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
30～34歳	537	537	430	397	
35～39歳	616	521	510	421	
40～44歳	738	602	499	513	
45～49歳	871	715	596	485	

未婚者	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	254	271	214	209
35～39歳	170	173	203	171
40～44歳	145	153	143	187
45～49歳	116	133	147	136

未婚率	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	47.3%	50.5%	49.8%	52.6%
35～39歳	27.6%	33.2%	39.8%	40.6%
40～44歳	19.6%	25.4%	28.7%	36.5%
45～49歳	13.3%	18.6%	24.7%	28.0%

《女性》		(人)			
総数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
30～34歳	512	512	402	323	
35～39歳	616	524	501	395	
40～44歳	725	607	515	481	
45～49歳	741	704	592	490	

未婚者	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	102	127	129	99
35～39歳	43	81	85	90
40～44歳	29	33	72	58
45～49歳	23	26	27	63

未婚率	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
30～34歳	19.9%	24.8%	32.1%	30.7%
35～39歳	7.0%	15.5%	17.0%	22.8%
40～44歳	4.0%	5.4%	14.0%	12.1%
45～49歳	3.1%	3.7%	4.6%	12.9%

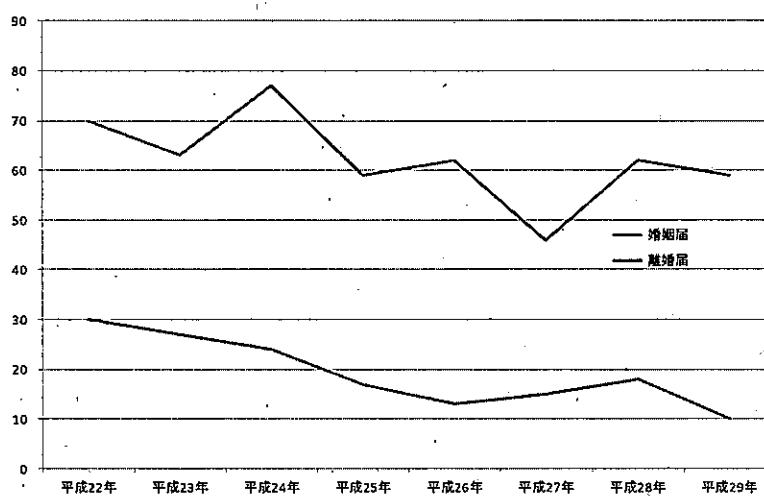
(資料：国勢調査)

■婚姻・離婚届出数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻届	70	63	77	59	62	46	62	59
離婚届	30	27	24	17	13	15	18	10

※1月1日～12月31日

(資料：人口動態統計)



(5) 世帯数の推移

平成 7 年（1995 年）の世帯数は 6,816 世帯、平成 27 年（2015 年）には 6,228 世帯となり、588 世帯減少しました。また、一世帯当たりの人数も減少しています。

核家族の割合は、平成 7 年（1995 年）46.4%、平成 27 年（2015 年）49.4%へと増加しました。

中でも 65 歳以上の核家族世帯数は、平成 7 年（1995 年）は 1,162 世帯でしたが平成 27 年（2015 年）には 1,817 世帯となり 655 世帯も増加しています。

■世帯数等の推移

	(単位：世帯)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数の推移(A)	6,816	6,878	6,630	6,449	6,228
1世帯当たり人数	3.56	3.38	3.23	3.05	2.90
核家族世帯数(B)	3,162	3,254	3,259	3,162	3,077
夫婦のみ(C)	1,224	1,306	1,340	1,307	1,301
夫婦と子(D)	1,508	1,464	1,382	1,309	1,223
男親と子(E)	71	71	76	89	89
女親と子(F)	359	413	461	457	464
核家族割合(B/A)	46.4%	47.3%	49.2%	49.0%	49.4%
夫婦のみ世帯割合(C/A)	18.0%	19.0%	20.2%	20.3%	20.9%
夫婦と子世帯割合(D/A)	22.1%	21.3%	20.8%	20.3%	19.6%
男親と子世帯割合(E/A)	1.0%	1.0%	1.1%	1.4%	1.4%
女親と子世帯割合(F/A)	5.3%	6.0%	7.0%	7.1%	7.5%
65 歳以上					
核家族世帯数(G)	1,162	1,446	1,651	1,724	1,817
夫婦のみ(H)	690	848	920	904	935
夫婦と子(I)	246	302	369	425	463
男親と子(J)	37	35	50	61	68
女親と子(K)	189	261	312	334	351
核家族割合(G/B)	36.7%	44.4%	50.7%	54.5%	59.1%
夫婦のみ世帯割合(H/C)	56.4%	64.9%	68.7%	69.2%	71.9%
夫婦と子世帯割合(I/D)	16.3%	20.6%	26.7%	32.5%	37.9%
男親と子世帯割合(J/E)	52.1%	49.3%	65.8%	68.5%	76.4%
女親と子世帯割合(K/F)	52.6%	63.2%	67.7%	73.1%	75.6%

(資料：国勢調査)



(6) 産業構造別就労人口と女性の就労状況の推移

国勢調査による産業別就労者数の推移をみると、全国的な傾向と同様に第1次産業に従事する割合が減少し、第3次産業に従事する割合が増加しています。

サービス産業を中心とする第3次産業の就労者割合の増加は、消費者の志向に合わせた就労により、親が子どもと過ごす時間に大きな影響を与えることが想定されます。

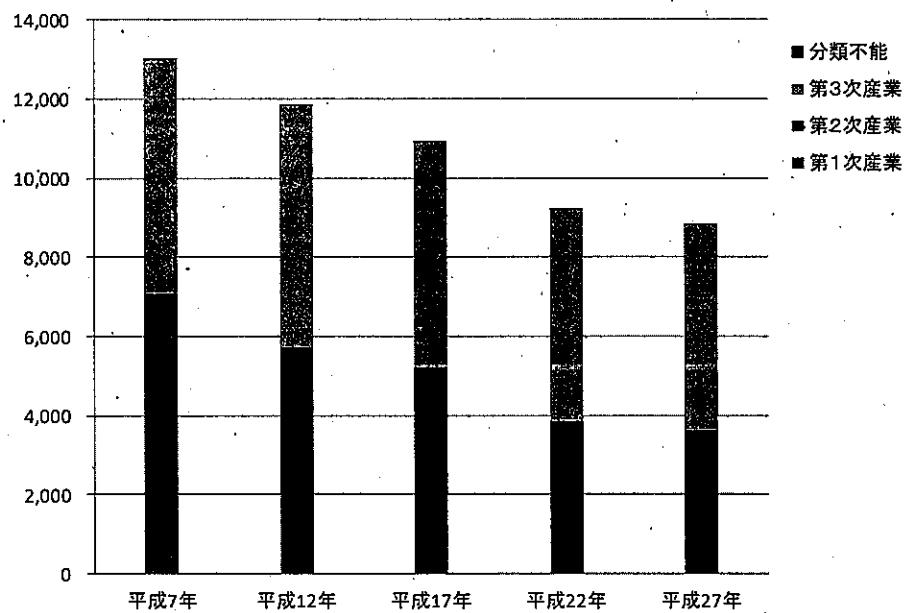
また、就業率は近年増加傾向となっています。特に、子育て世代である30歳から44歳の女性の就業率は大幅に増加しています。この傾向は今後の子育て支援サービスの提供に大きな影響を与えることが想定されます。

■産業構造別就労人口の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	2,608	1,844	1,901	1,108	1,124
第2次産業	4,444	3,847	3,287	2,746	2,490
第3次産業	5,926	6,139	5,720	5,325	5,200
分類不能	18	15	20	24	17
計	12,996	11,845	10,928	9,203	8,831

(資料：国勢調査)



■産業構造別（男女別）就労人口の推移（15～54歳）

（単位：人、%）

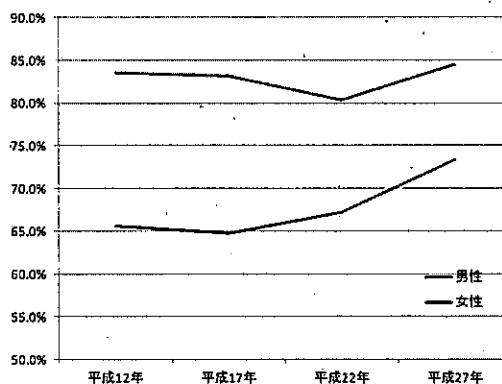
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性	総人口	5,248	4,513	3,852	3,390
	就業人口	4,386	3,754	3,095	2,865
	就職率	83.6%	83.2%	80.3%	84.5%
女性	総人口	4,916	4,315	3,741	3,135
	就業人口	3,227	2,796	2,512	2,299
	就職率	65.6%	64.8%	67.1%	73.3%
計	総人口	10,164	8,828	7,593	6,525
	就業人口	7,613	6,550	5,607	5,164
	就職率	74.9%	74.2%	73.8%	79.1%

（資料：国勢調査）

※15歳～54歳の就労人口の推移について

合計特殊出生率算出年齢 15～49歳

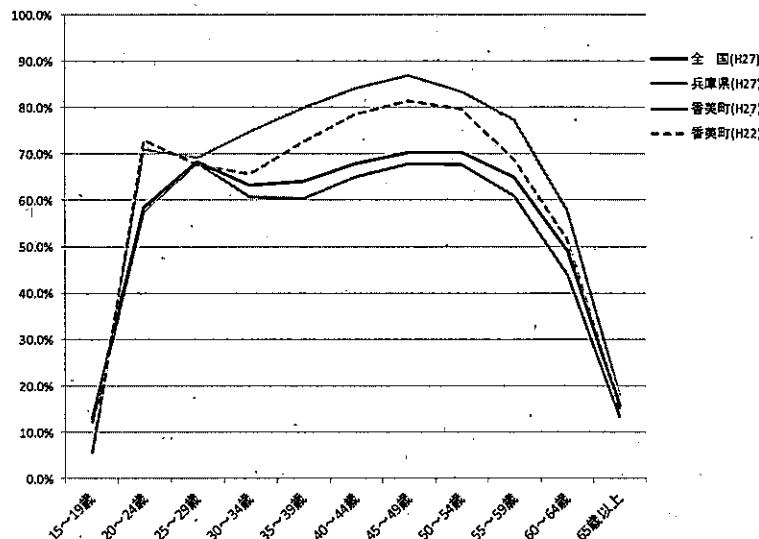
就学前年齢 5歳⇒15～54歳



■女性の年齢階層別就業率

就労者/総数	全 国(H27)	兵庫県(H27)	香美町(H27)	香美町(H22)
15～19歳	12.9%	12.2%	6.0%	5.6%
20～24歳	58.6%	57.7%	70.9%	72.9%
25～29歳	68.2%	68.2%	69.1%	67.6%
30～34歳	63.3%	60.7%	74.6%	65.7%
35～39歳	64.1%	60.4%	79.7%	72.6%
40～44歳	67.9%	65.0%	84.0%	78.4%
45～49歳	70.3%	67.9%	86.9%	81.3%
50～54歳	70.3%	67.7%	83.4%	79.6%
55～59歳	65.0%	61.0%	77.3%	68.8%
60～64歳	49.1%	43.9%	57.6%	51.4%
65歳以上	15.9%	13.4%	18.0%	15.2%
総数（15歳以上年齢）	45.4%	42.7%	46.1%	43.9%

（資料：H27国勢調査）



2. 教育・保育施設の状況

(平成31年4月1日現在)

満年齢	区分	香住区				村岡区				小代区	
		香住第二中学校		香住第一中学校		村岡中学校		小代中学校		小代小学校	放課後児童クラブ かがやきおどり
3年生										射添小学校	
2年生										村岡小学校	放課後児童クラブ ふれあいのなか
1年生										兎塚小学校	放課後児童クラブ ふれあいのなか
6年生		放課後児童クラブ スマイルおくさつ	奥佐津小学校	放課後児童クラブ スマイルじょやま	佐津小学校	放課後児童クラブ スマイルかすみ	柴山小学校	放課後児童クラブ スマイルながい	長井小学校	余部小学校	放課後児童クラブ ふれあいうつか
5年生											
4年生											
3年生											
2年生											
1年生											
満6歳		5歳児	奥佐津幼稚園	4歳児	佐津幼稚園	3歳児	柴山保育所	2歳児	1歳児	0歳児	みなと保育園
満5歳											
満4歳											
満3歳											
満2歳											
満1歳											

宝樹保育園

小代認定こども園

3. 子育てに関するアンケート調査集計結果から

調査の概要

〔1〕調査の目的

「第2期香美町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎となる「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」の設定に必要な「今後の利用希望」を把握するため、就学前の児童を養育する保護者を対象に「ニーズ調査」を実施しました。

〔2〕調査設計

(1) 調査対象

香美町内に居住する就学前児童 684人（回答は保護者（466人）に依頼）

(2) 調査方法

施設入所児童は各施設を通じ配布及び回収を行い、在宅で保育する世帯については、郵送で配布・回収を行いました。

(3) 調査期間

平成31年1月24日（木）～平成31年2月12日（火）

〔3〕回収結果

調査対象数：684人

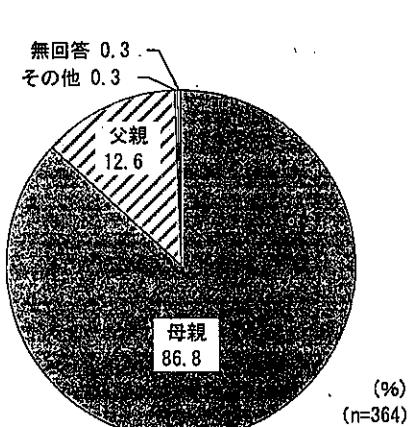
有効回答数：539人（有効回答率 78.8%）



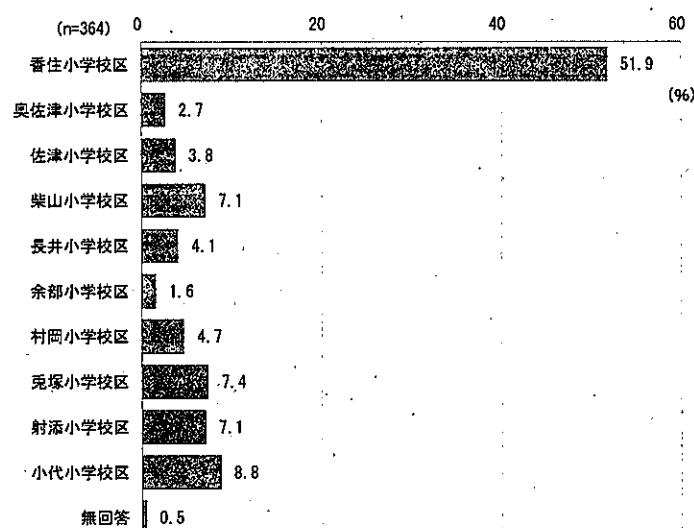
(1) アンケート回答者と居住地区

- ・アンケートの回答者は、「母親」が86.8%と大部分を占めており、「父親」が12.6%となっています。
- ・回答者の居住地区（小学校区）は、「香住小学校区」が51.9%と半数以上を占めており、次いで「小代小学校区」が8.8%、「兎塚小学校区」が7.4%となっています。

【アンケート回答者】



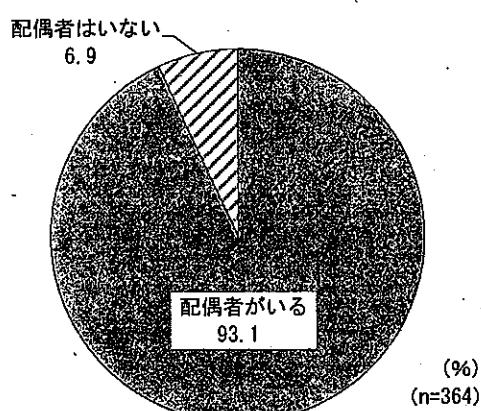
【居住地区】



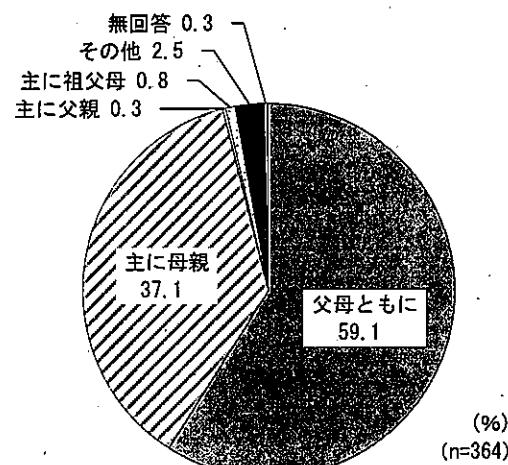
(2) 回答者の配偶関係と主な保育者

- ・「配偶者がいる」が93.1%に対し、「配偶者がいない」が6.9%です。
- ・子育てを行っているのは、「父母ともに」が59.1%を占めており、次いで「主に母親」が37.1%となっています。

【回答者の配偶者関係】



【主な保育者】

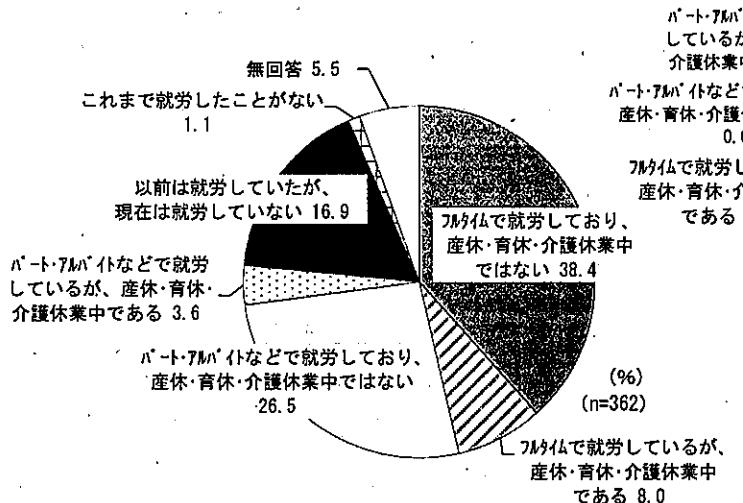


(3) 保護者の就労状況・就労希望

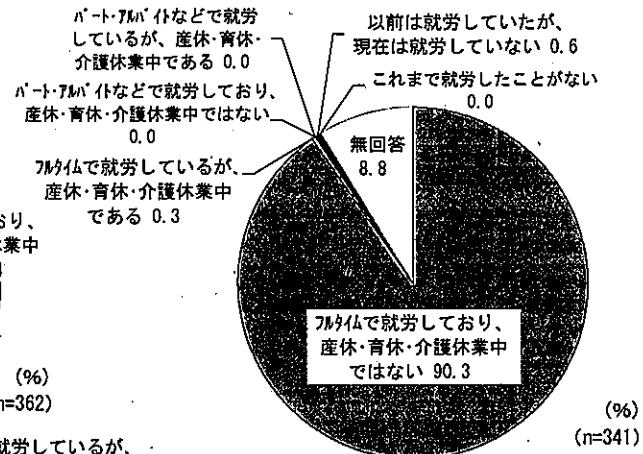
①現在の就労状況

- ・母親では「フルタイムで就労（産休・育休中等含む）」が46.4%、「パート・アルバイトなどで就労（産休・育休中等含む）」が30.1%、となっています。
- ・父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.3%を占めています。

【母親の就労状況】



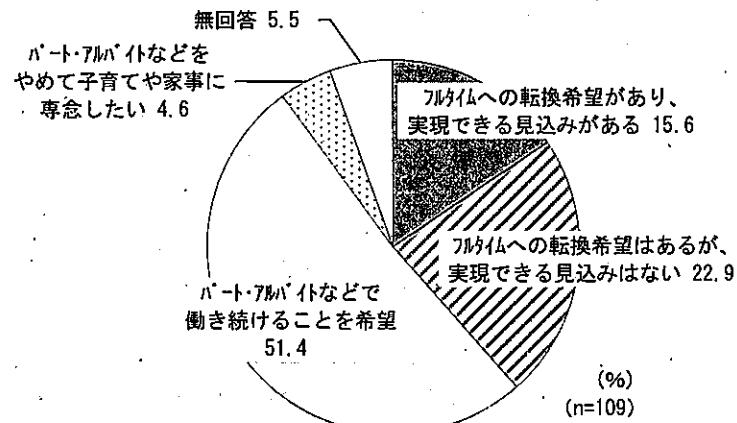
【父親の就労状況】



②パート・アルバイト等からフルタイムへの転換意向

- ・パート・アルバイト等で就労する母親の今後のフルタイムへの転換希望としては、「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が51.4%で、「フルタイムへの転換希望」は38.5%となっており、そのうち22.9%は、「実現できる見込みはない」と回答しています。

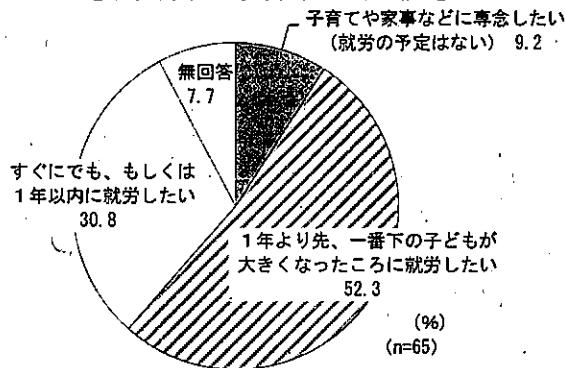
【フルタイムへの転換希望（母親）】



③未就労者の就労希望

- 現在就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は30.8%に対し、「1年より先、一番下の子どもが大きくなつたころに就労したい」が52.3%で最も多くなっています。そのうち、就労時期は一番下の子どもが3歳と回答した保護者が38.2%を占めています。

【未就労者の就労希望（母親）】



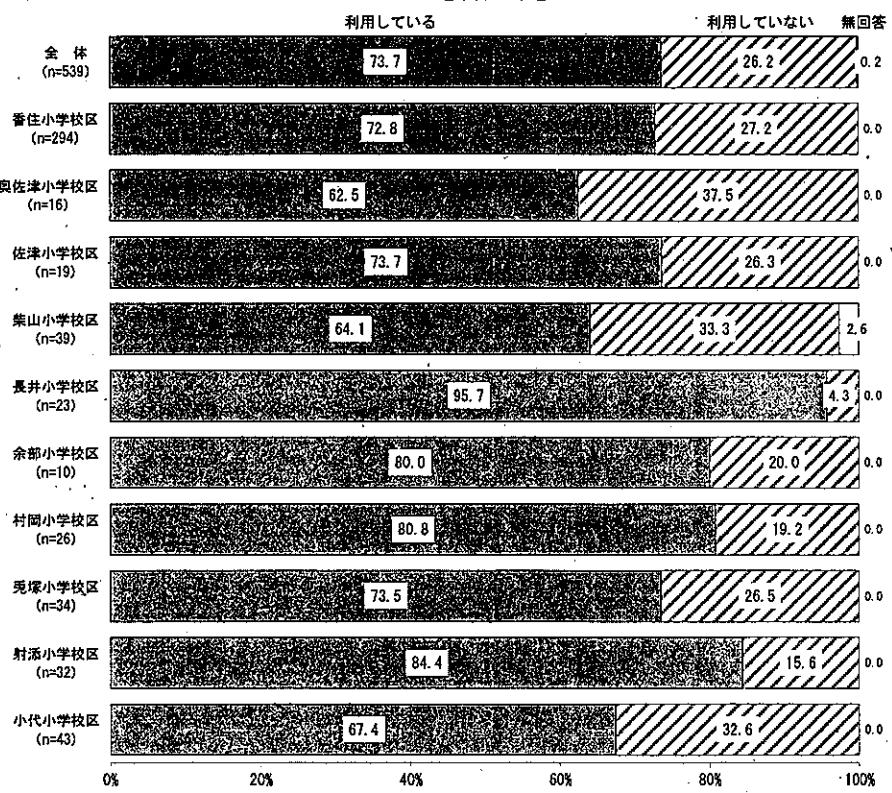
（4）定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

①利用率と利用希望率

（ア）利用率

- 平日の定期的な教育・保育事業について、「利用している」が73.7%となっています。
- 校区別では、長井小学校区が95.7%で最も高いのに対し、奥佐津小学校区が62.5%で最も低くなっています。

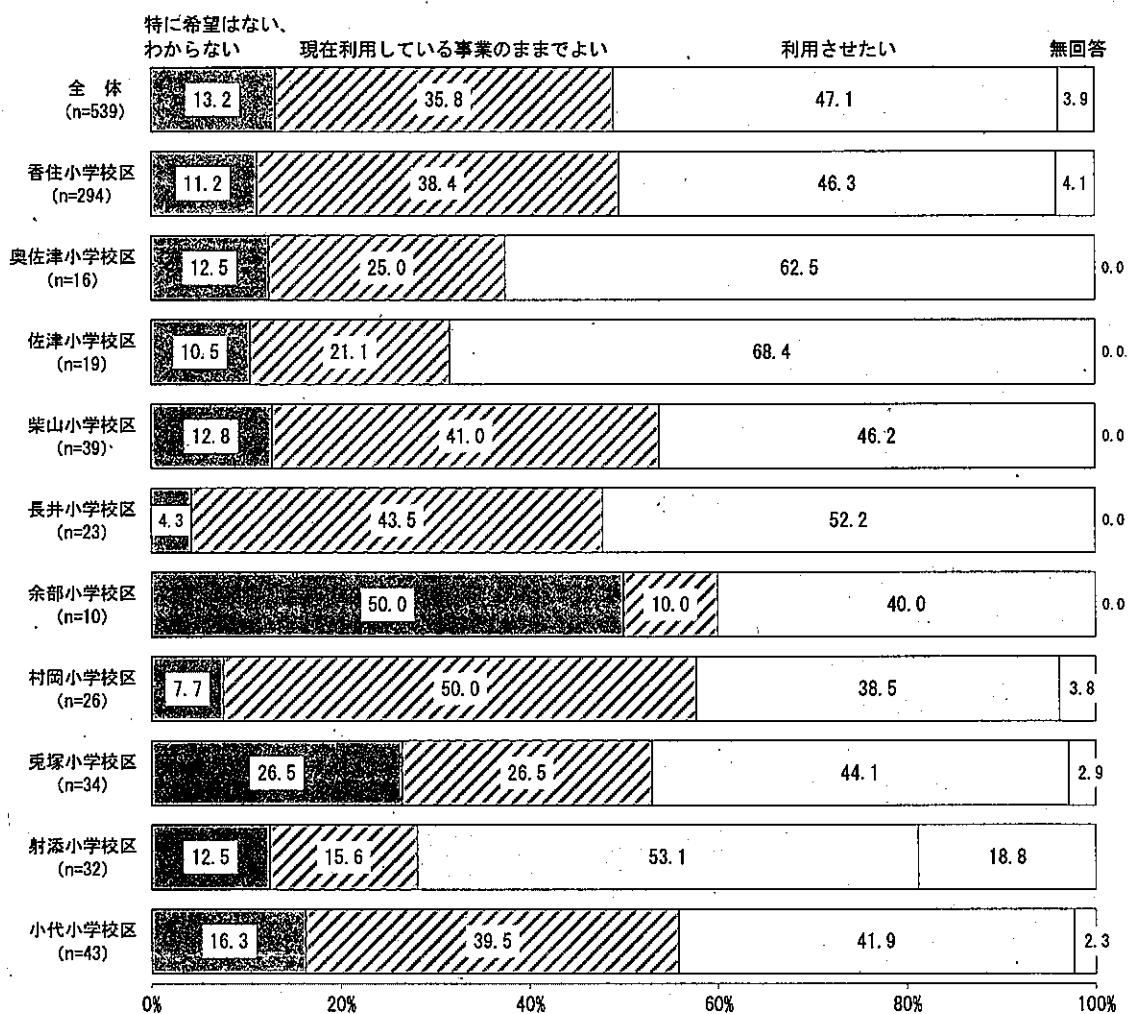
【利用率】



(イ) 利用希望率

・平日の教育・保育事業の定期的な利用について「利用させたい」が47.1%と最も高く、「現在利用している事業のままでよい」の35.8%を加えると82.9%に利用希望があります。「特に希望はない、わからない」が13.2%となっています。

【利用希望率】

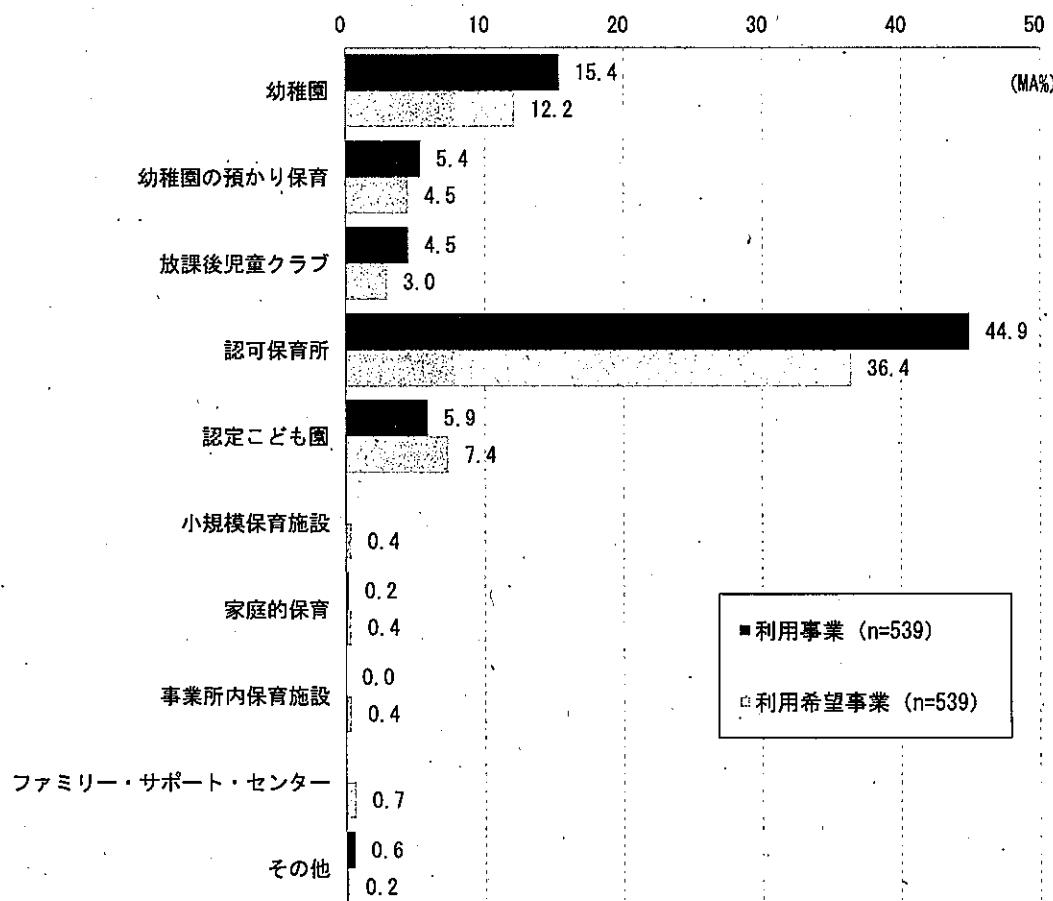


②利用している事業と利用希望のある事業の種類

(ア) 町全体

- 町全体で定期的に利用されている教育・保育事業としては、「認可保育所」が44.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が15.4%、「認定こども園」が5.9%となっています。
- 今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が36.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が12.2%、「認定こども園」が7.4%となっています。

【利用事業と利用希望事業（全体）】

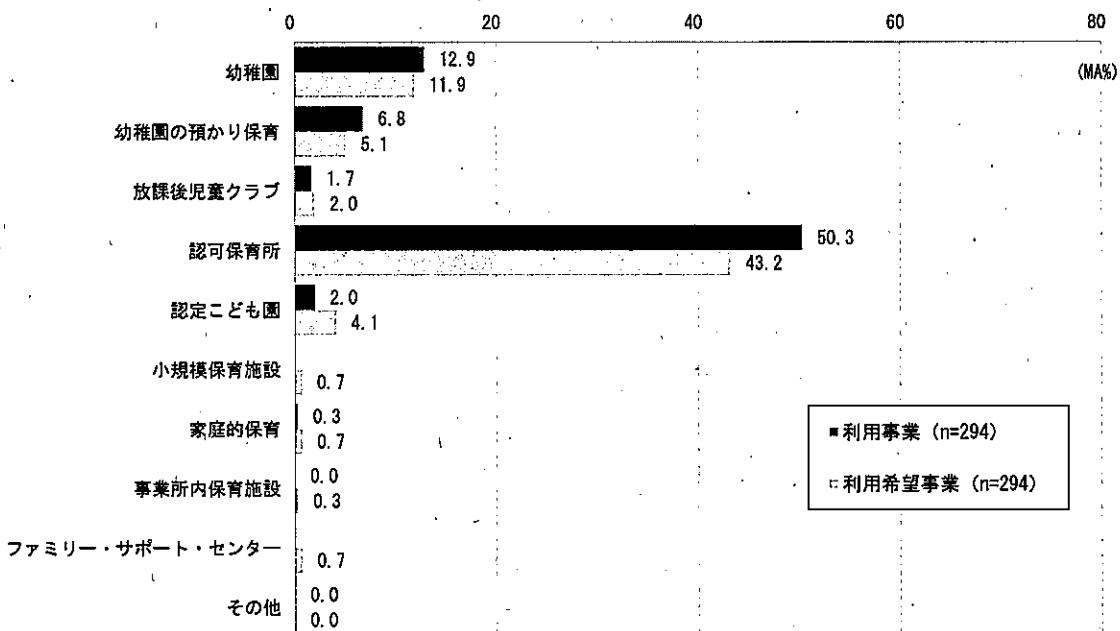


(イ) 校区別

香住小学校区

- ・「認可保育所」が50.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が12.9%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が43.2%と最も高くなっています。

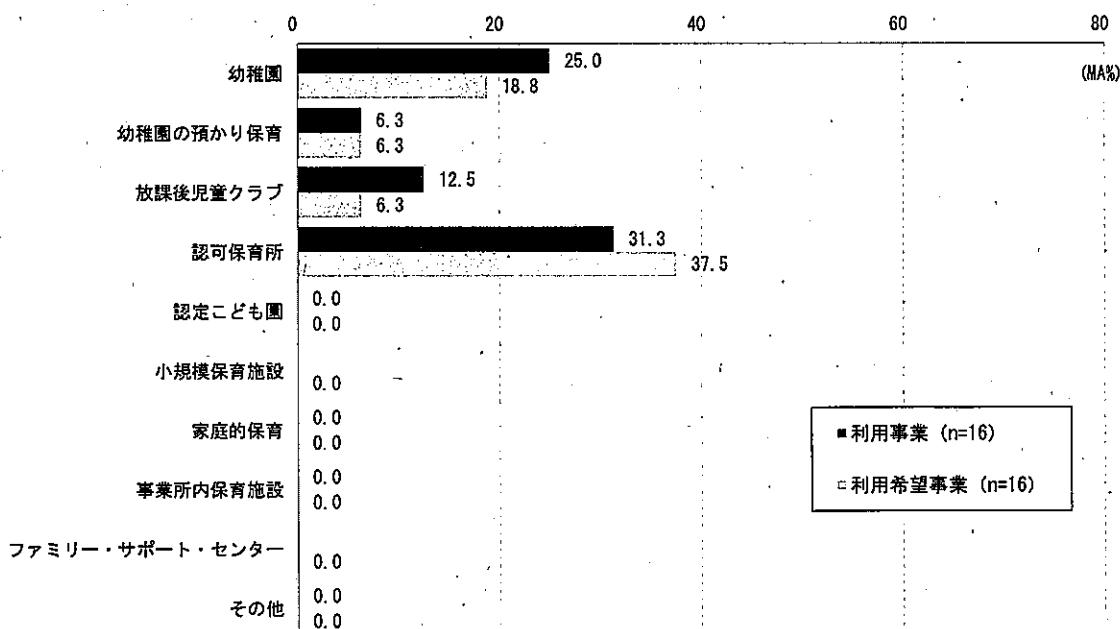
【利用事業と利用希望事業（香住小学校区）】



奥佐津小学校区

- ・「認可保育所」が31.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が25.0%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が37.5%と最も高くなっています。

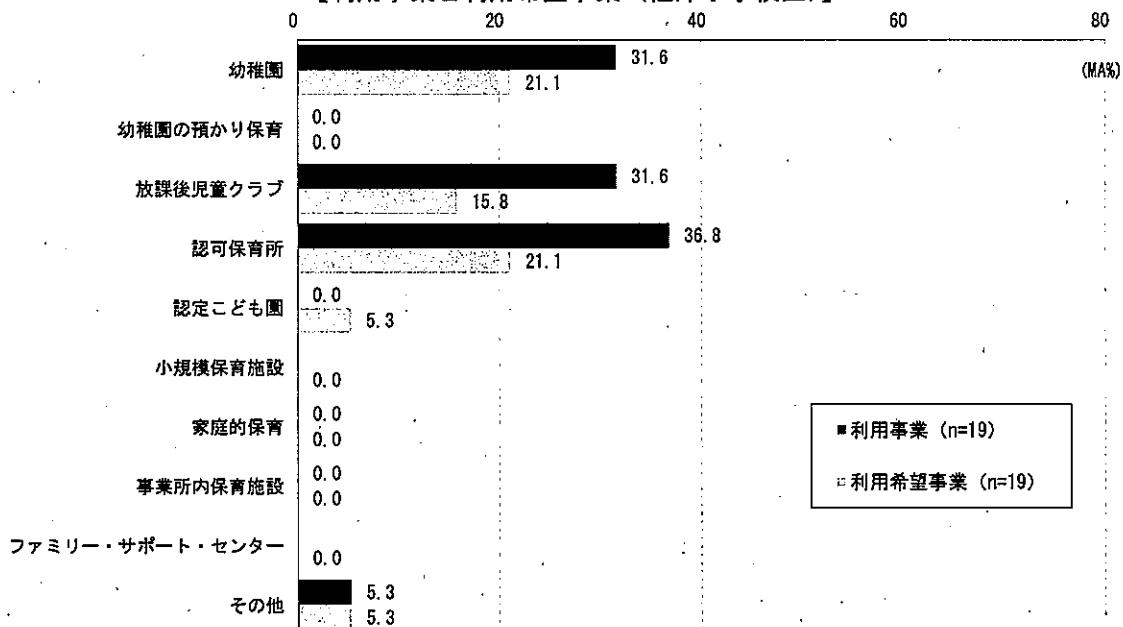
【利用事業と利用希望事業（奥佐津小学校区）】



佐津小学校区

- ・「認可保育所」が36.8%と最も高く、次いで「幼稚園」「放課後児童クラブ」がともに31.6%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみると、「幼稚園」「認可保育所」がともに21.1%と最も高くなっています。

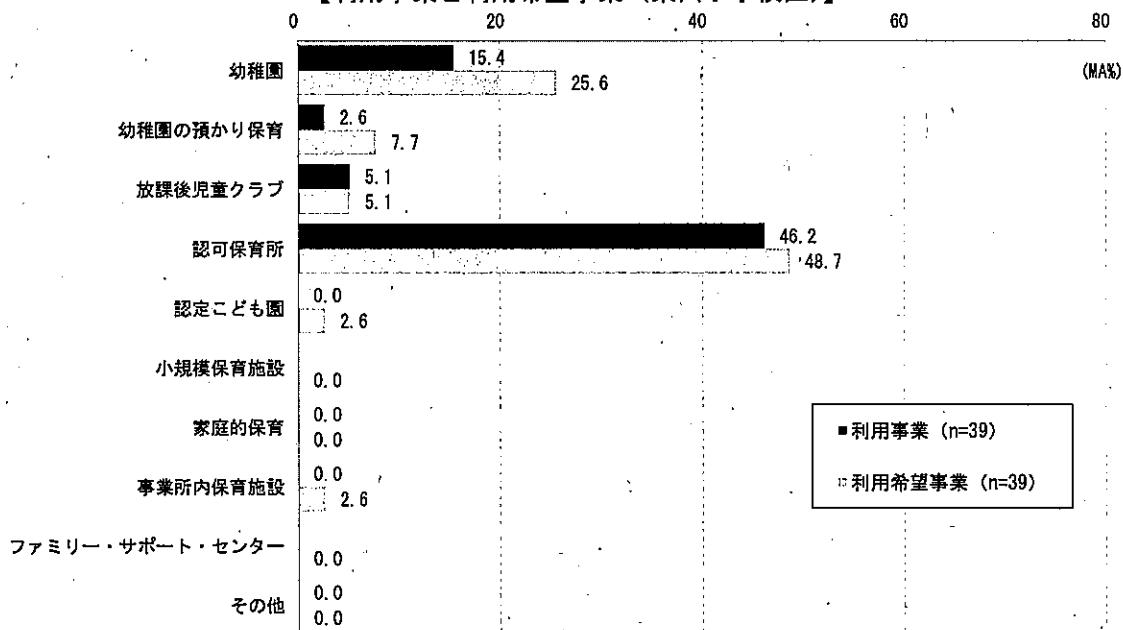
【利用事業と利用希望事業（佐津小学校区）】



柴山小学校区

- ・「認可保育所」が46.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が15.4%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が48.7%と最も高くなっています。

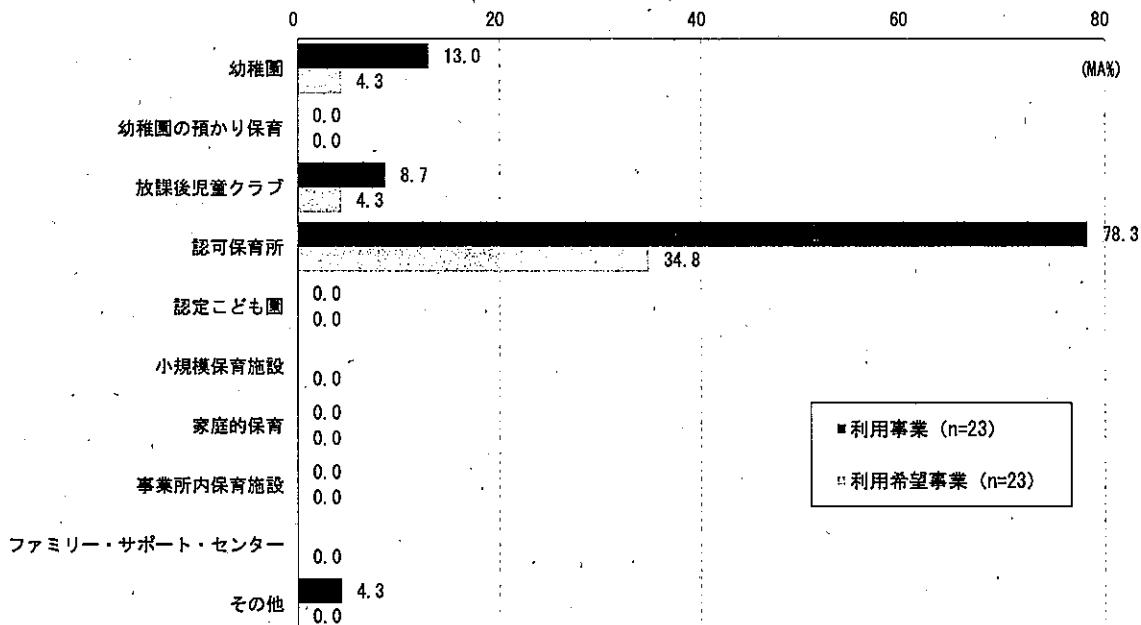
【利用事業と利用希望事業（柴山小学校区）】



長井小学校区

- ・「認可保育所」が78.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が13.0%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が34.8%と最も高くなっています。

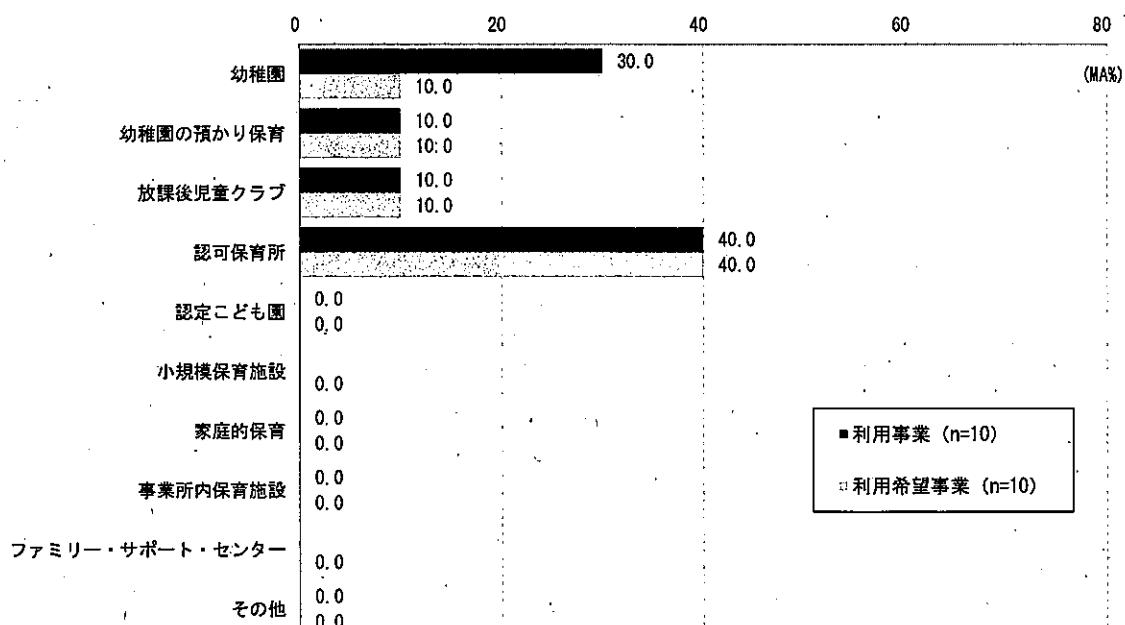
【利用事業と利用希望事業（長井小学校区）】



余部小学校区

- ・「認可保育所」が40.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が30.0%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が40.0%と最も高くなっています。

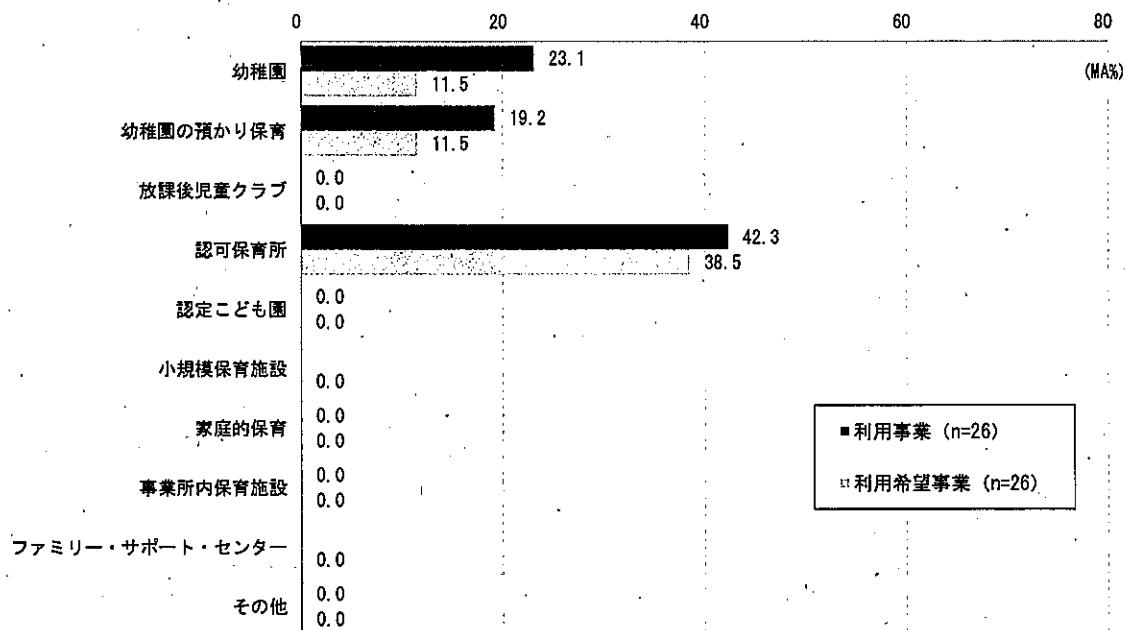
【利用事業と利用希望事業（余部小学校区）】



村岡小学校区

- 「認可保育所」が42.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.1%となっています。
- 今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が38.5%と最も高くなっています。

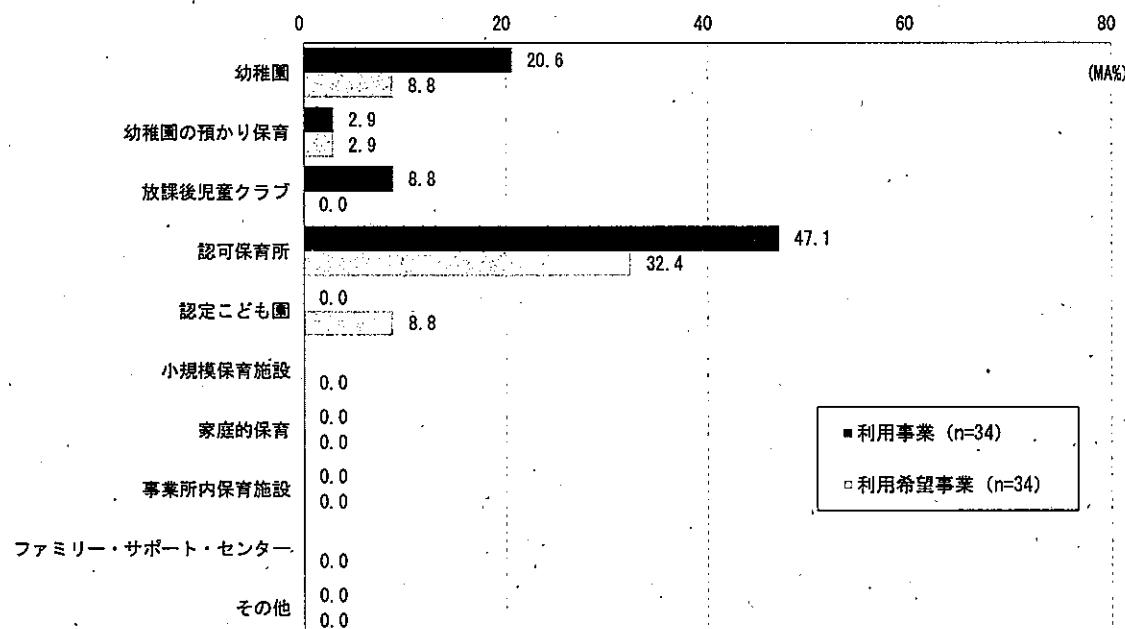
【利用事業と利用希望事業（村岡小学校区）】



兎塚小学校区

- 「認可保育所」が47.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が20.6%となっています。
- 今後利用させたい事業でみても、「認可保育所」が32.4%と最も高くなっています。

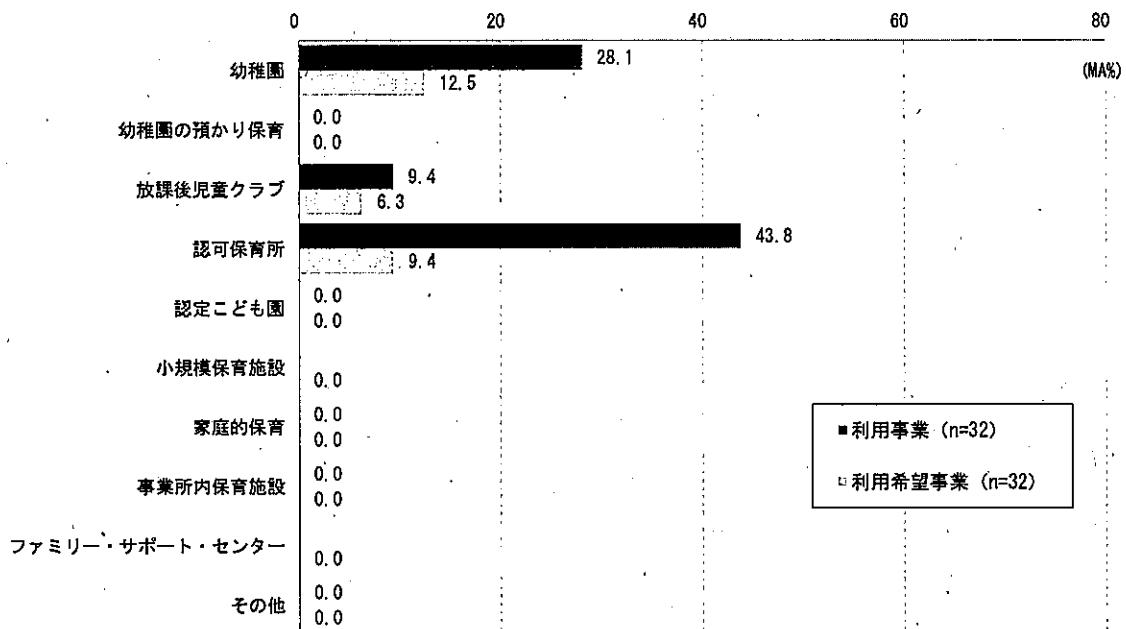
【利用事業と利用希望事業（兎塚小学校区）】



射添小学校区

- ・「認可保育所」が43.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が28.1%となっています。
- ・今後利用させたい事業でみると、「幼稚園」が12.5%と最も高くなっています。

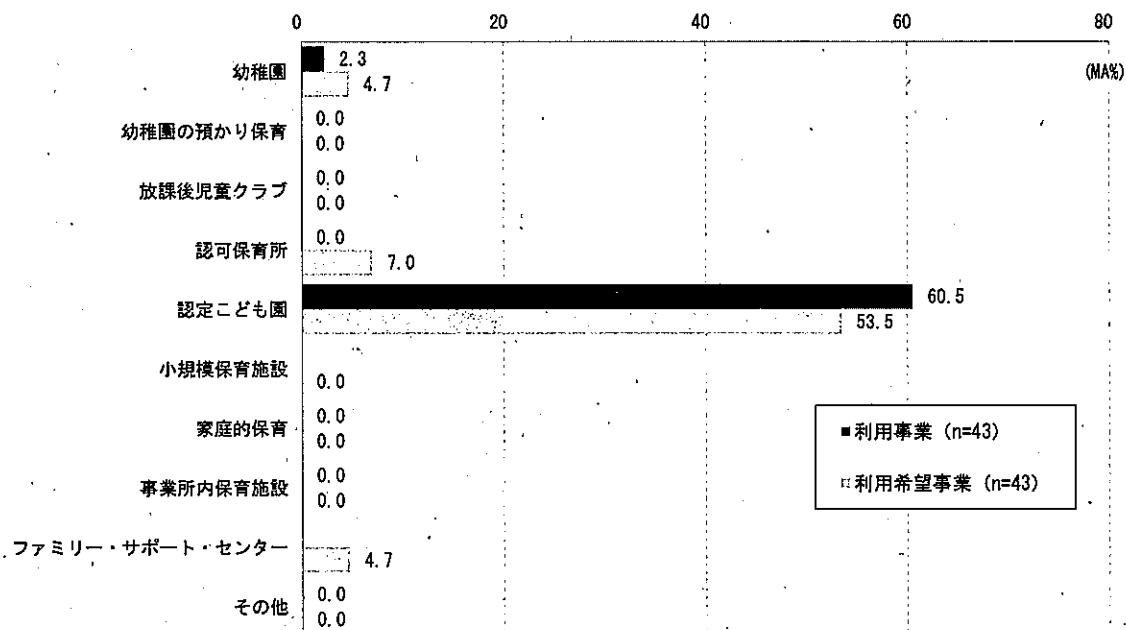
【利用事業と利用希望事業（射添小学校区）】



小代小学校区

- ・「認定こども園」が60.5%と最も高くなっています。
- ・今後利用させたい事業でみても、「認定こども園」が53.5%と最も高くなっています。

【利用事業と利用希望事業（小代小学校区）】

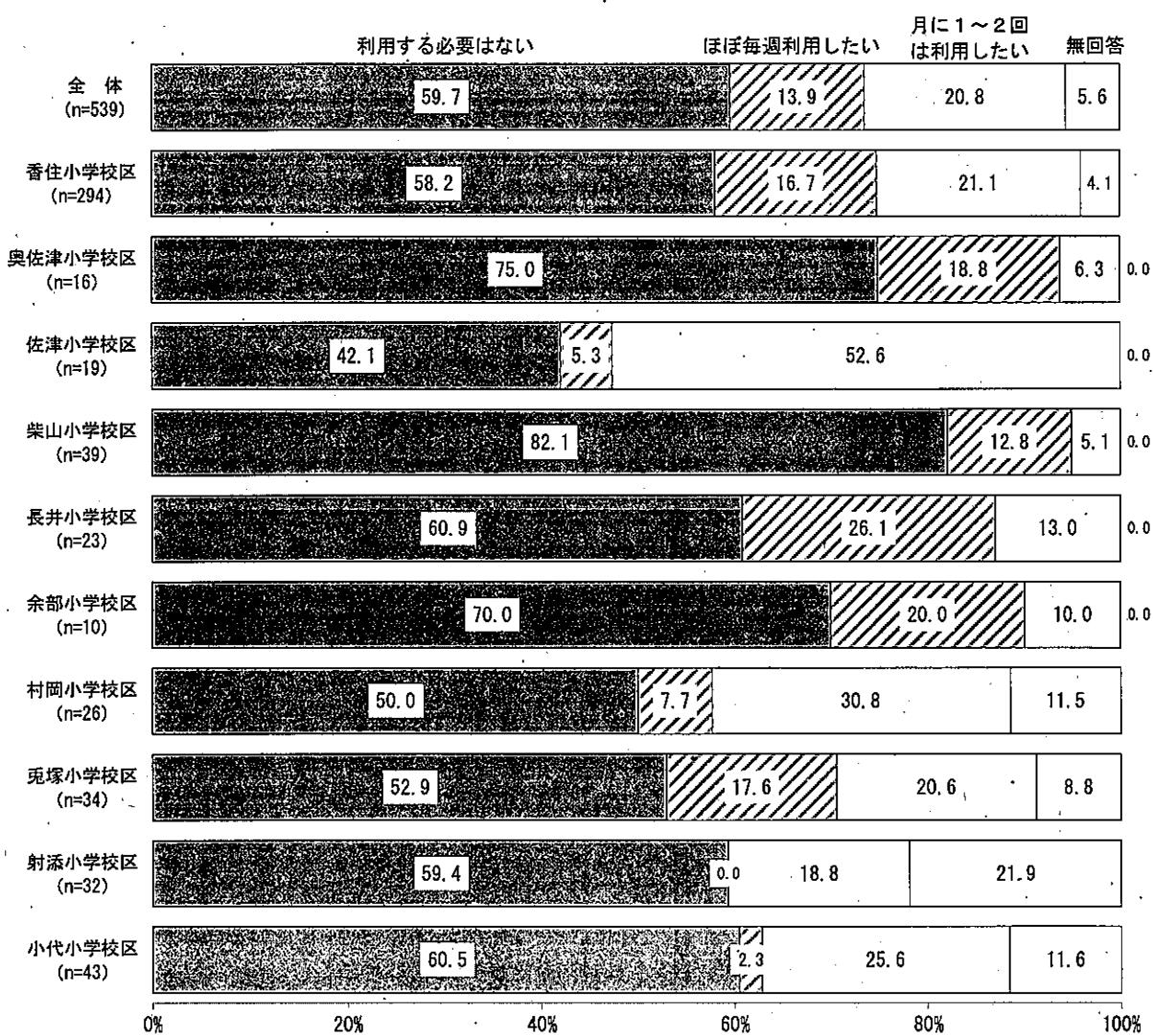


(5) 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

①土曜日の利用希望

- ・土曜日に定期的な教育・保育事業を「ほぼ毎週利用したい」が13.9%、「月に1~2回は利用したい」が20.8%となっています。これに対し59.7%は「利用する必要はない」と回答しています。
- ・小学校区別にみると、「ほぼ毎週利用したい」が長井小学校区で26.1%、「月に1~2回は利用したい」が佐津小学校区で52.6%と、それぞれ最も高くなっています。

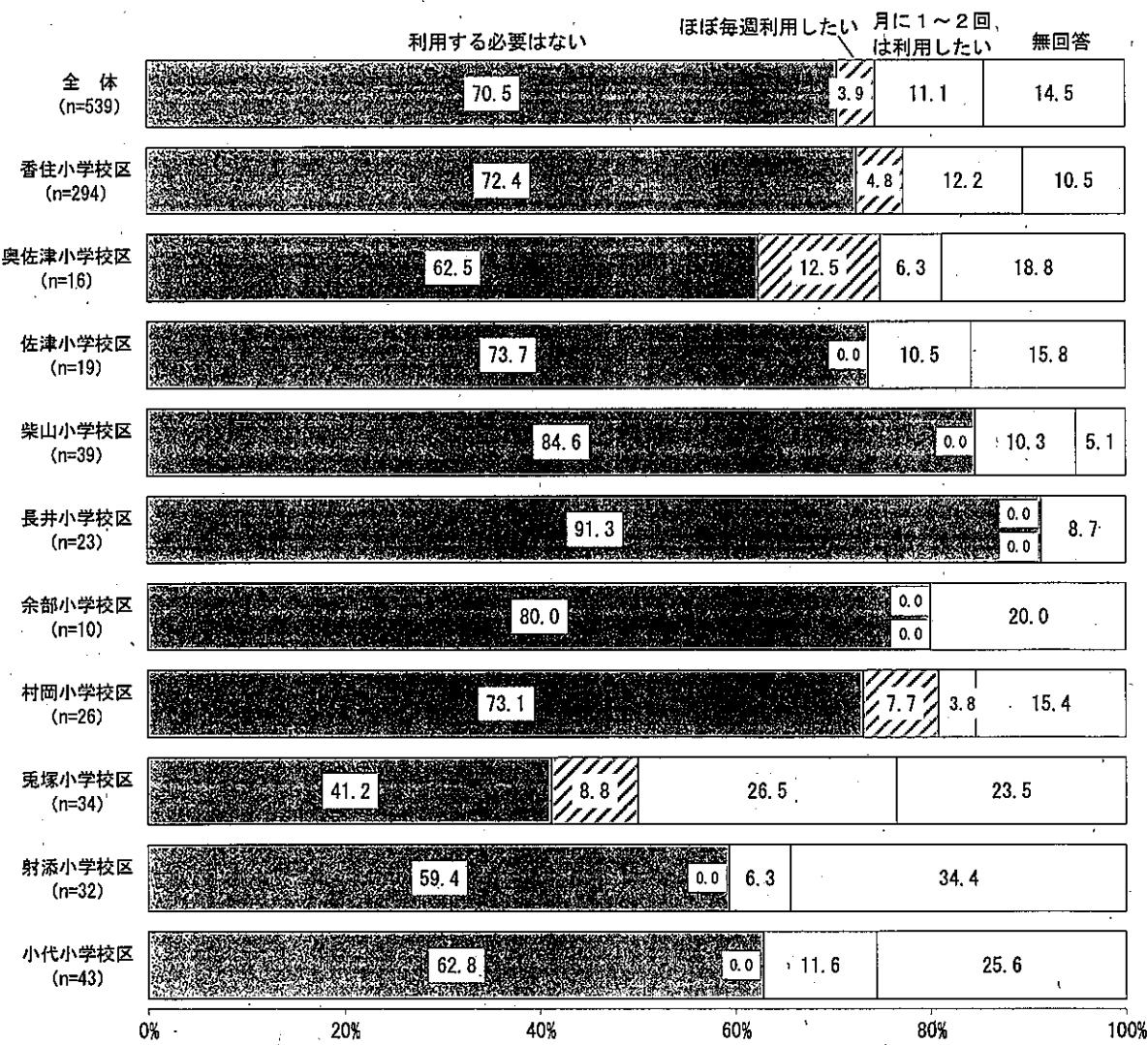
【土曜日の教育・保育事業の利用希望】



②日曜日・祝日の利用希望

- ・日曜日・祝日に定期的な教育・保育事業を「ほぼ毎週利用したい」が3.9%、「月に1～2回は利用したい」が11.1%となっています。これに対し70.5%は「利用する必要はない」と回答しています。
- ・小学校区別にみると、「ほぼ毎週利用したい」が奥佐津小学校区で12.5%、「月に1～2回は利用したい」が兎塚小学校区で26.5%と、それぞれ最も高くなっています。

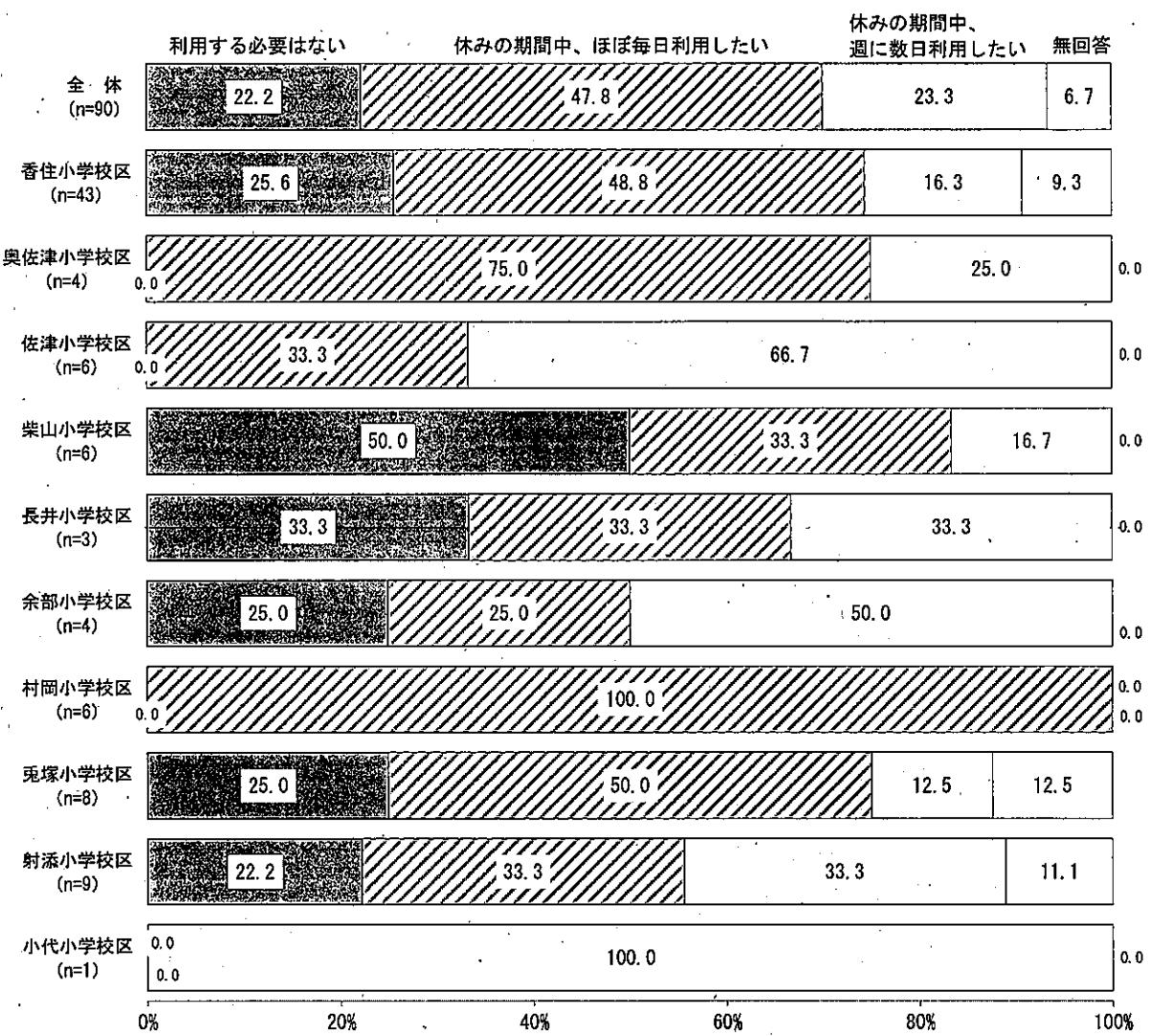
【日曜・祝日の教育・保育事業の利用希望】



③長期休暇期間中の利用希望（幼稚園利用者のみ対象）

- 幼稚園を利用する就学前児童の長期期間中の定期的な教育・保育事業について、「休みの期間中ほぼ毎日利用したい」が47.8%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が23.3%となっています。

【長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望】



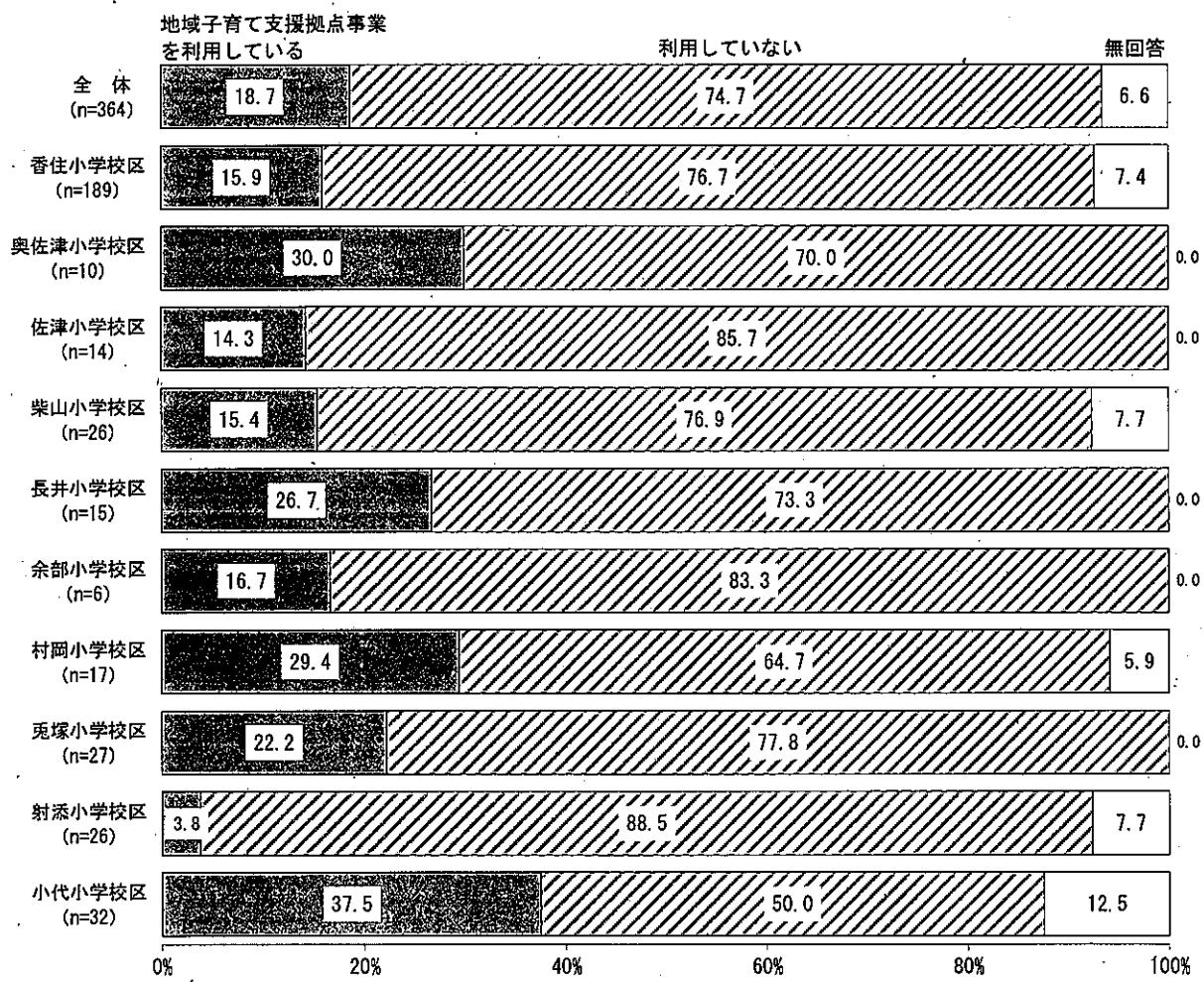
(6) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望

①地域子育て支援拠点事業

(ア) 利用状況

- ・子育てサークルや子育て・子育ち支援センターなどの地域子育て支援拠点事業を普段利用している子どもは、18.7%となっています。
- ・小学校区別にみると、「利用している」は小代小学校区で37.5%と最も高く、射添小学校区で3.8%と最も低くなっています。

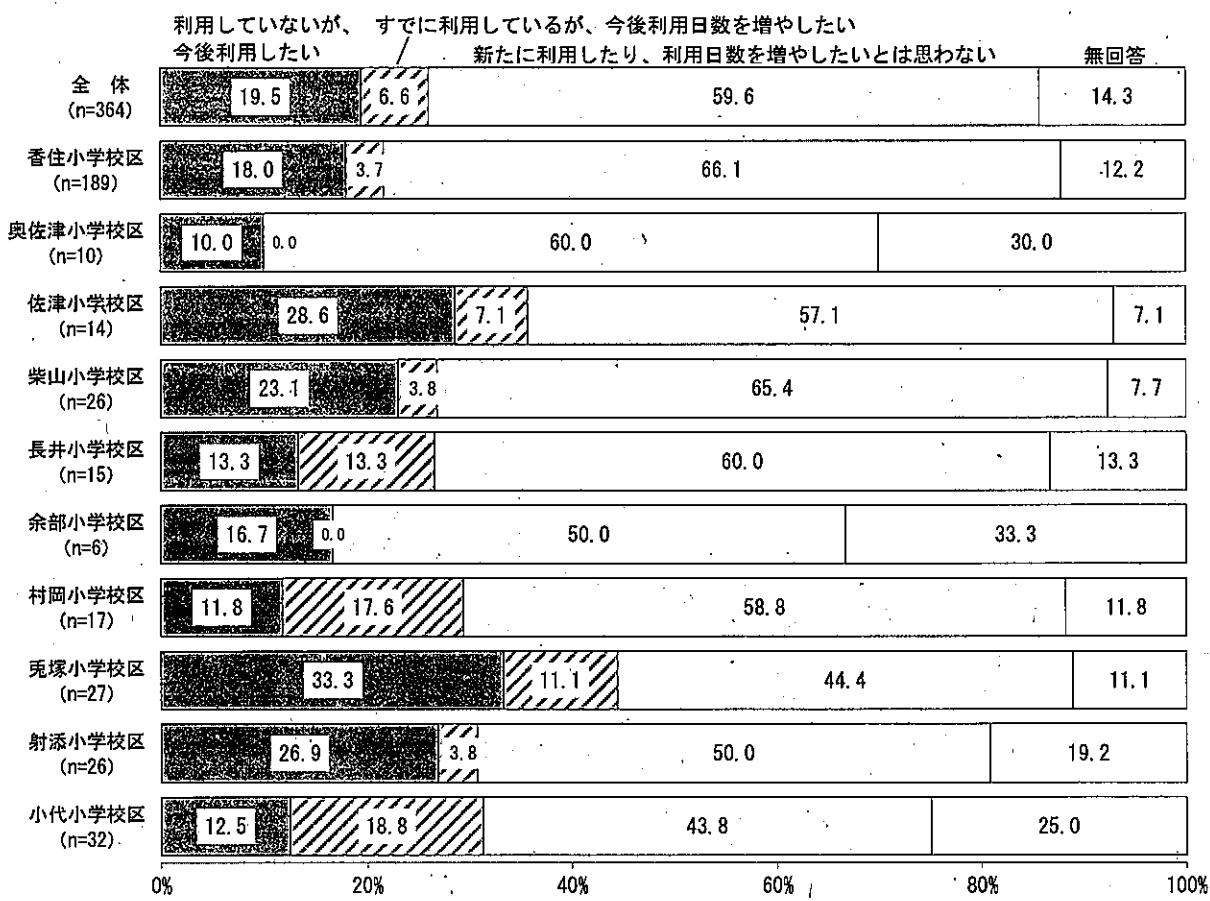
【地域子育て支援事業の利用状況】



(イ) 利用希望

- ・子育てサークルや子育て・子育ち支援センターなどの地域子育て支援拠点事業の利用希望としては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」が59.6%を占めており、「利用していないが、今後利用したい」が19.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が6.6%となっています。
- ・小学校区別にみると、「利用していないが、今後利用したい」が兎塚小学校区で33.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が小代小学校区で18.8%と、それぞれ最も高くなっています。

【地域子育て支援事業の利用希望】

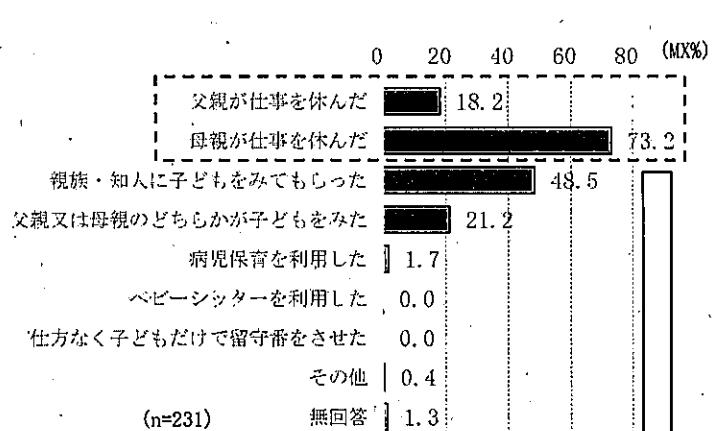
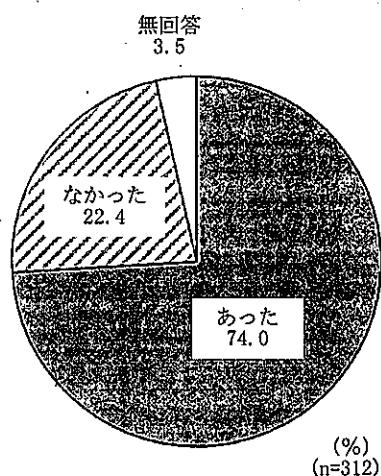


②病児・病後児保育事業

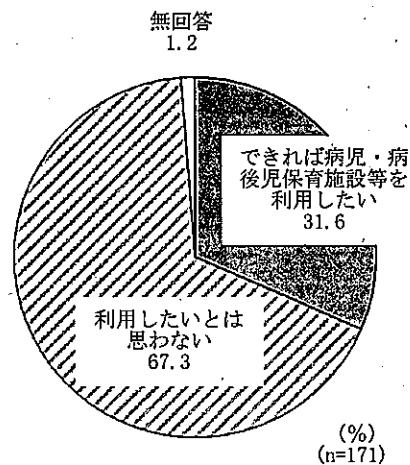
- 子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかった際に、父親または母親が仕事を休んで対処したという人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った人は31.6%となっています。これに対し「利用したいと思わない」は67.3%となっています。

【図表1-6③ 病児・病後児保育事業の利用ニーズ（全体）】

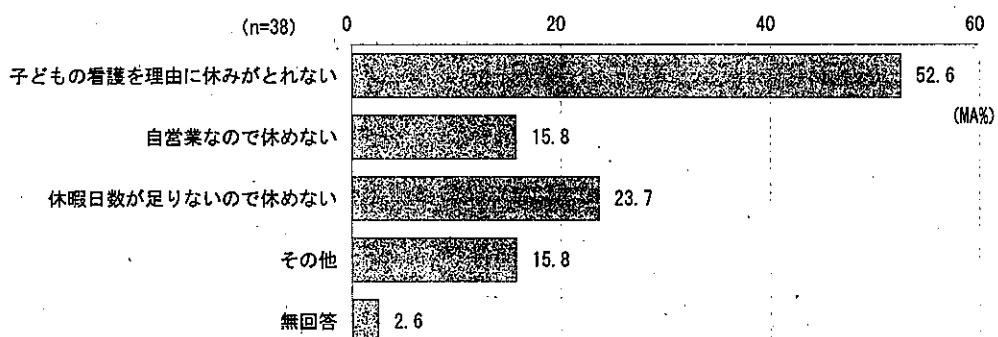
子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無	通常の教育・保育事業が利用できなかつた場合の対処方法
----------------------------------	----------------------------



病児・病後児保育施設等の利用意向



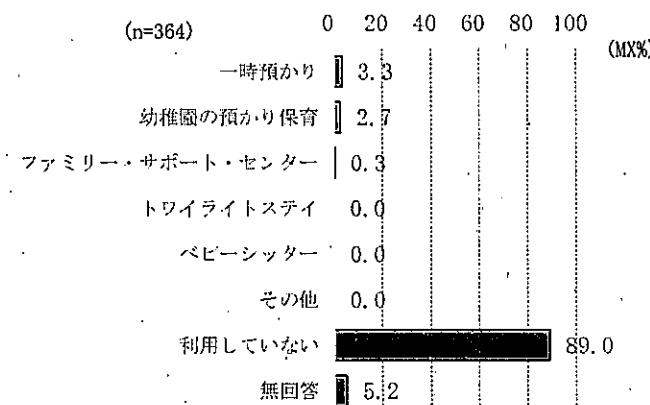
- 教育・保育事業が利用できなかつた際に、父母が仕事を休む以外の方法で対処した人のうち、「できれば仕事を休んでみたい」と思った人は46.2%、「休んでみることは非常に難しい」が26.2%となっています。
- さらに、「休んでみることは非常に難しい」と回答した人の理由として、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が52.6%となっています。



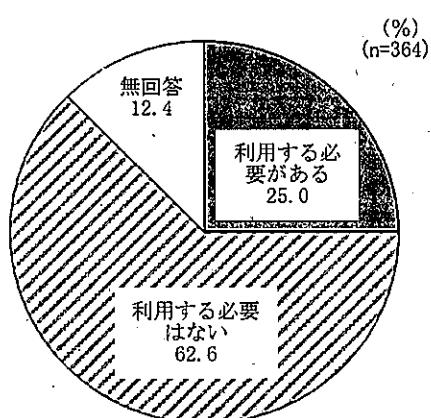
③一時預かり事業

- ・私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業のうち、「一時預かり」が3.3%、「幼稚園の預かり保育」が2.7%にとどまっており、「利用する必要はない」が62.6%となっています。

【一時預かり事業の利用状況（全体）】



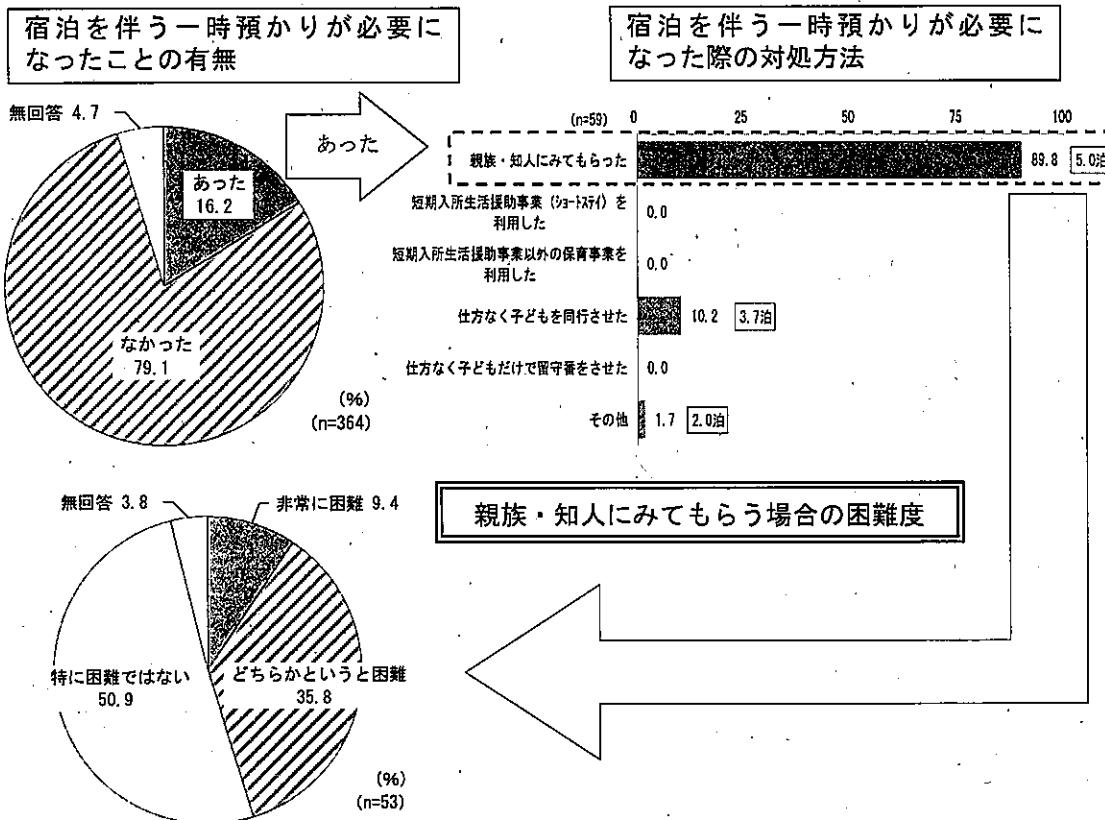
【一時預かり事業の利用希望（全体）】



④子育て短期支援事業

- ・冠婚葬祭など保護者の用事のため、子どもを泊まりがけで親族・知人に預けてみてもらった経験のある保護者のうち、45.2%は預けることに困難さを感じています。

【子育て短期支援事業の利用希望（全体）】



⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ／学童保育）

（ア）小学校における放課後を過ごす場所の希望

- ・小学校低学年もしくは高学年において、放課後を過ごす場所の希望としては、いずれも「自宅」が最も多くなっています。
- ・「放課後児童クラブ（学童保育）」の希望は、小学校低学年で44.2%ありますが、高学年では16.8%で27.4ポイント低下しています。

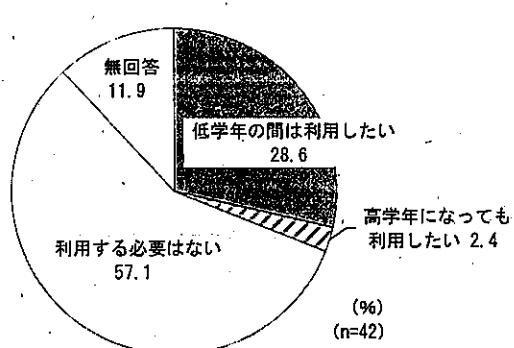
【放課後を過ごす場所の希望（全体）】

(MX%)

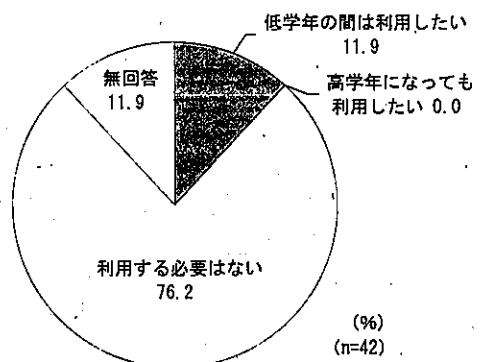
	n	自 宅	知 祖 人 父 母 宅 や 友 人	習 い 事	放 課 後 子 も 教 室	放 課 後 児 童 保 育 (学童 クラブ)	ボ フア ト ミリ セ ン タ ー	公 そ 園 他 な ど (公 民 館)	無 回 答
小学校低学年の放課後の過ごし方	95	49.5	11.6	29.5	8.4	44.2	1.1	6.3	7.4
小学校高学年の放課後の過ごし方	95	69.5	13.7	50.5	5.3	16.8	0.0	5.3	7.4

（イ）土曜日・休日の放課後児童クラブの利用希望

【土曜日の放課後児童クラブの利用希望】

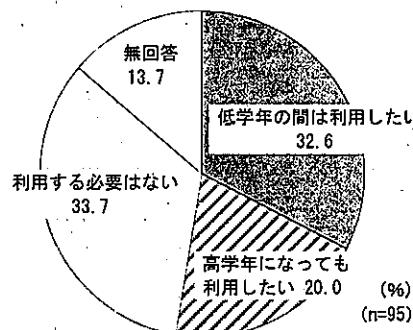


【日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望】



（ウ）長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

【長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望】



■第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

この計画が目指す子育て支援のあるべき姿を以下のように設定します。

安心して子育て・子育ちができる町

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎をなす未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育ては、「保護者が子育ての第一義的責任を有する」との基本的認識を前提とし、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支援します。

行政は、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たしながら一体的に子育て・子育ちを支援することにより、安心して子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町を目指します。

2. 基本目標

計画の基本理念を実現するために、基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町

基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育ちを支えることができる町

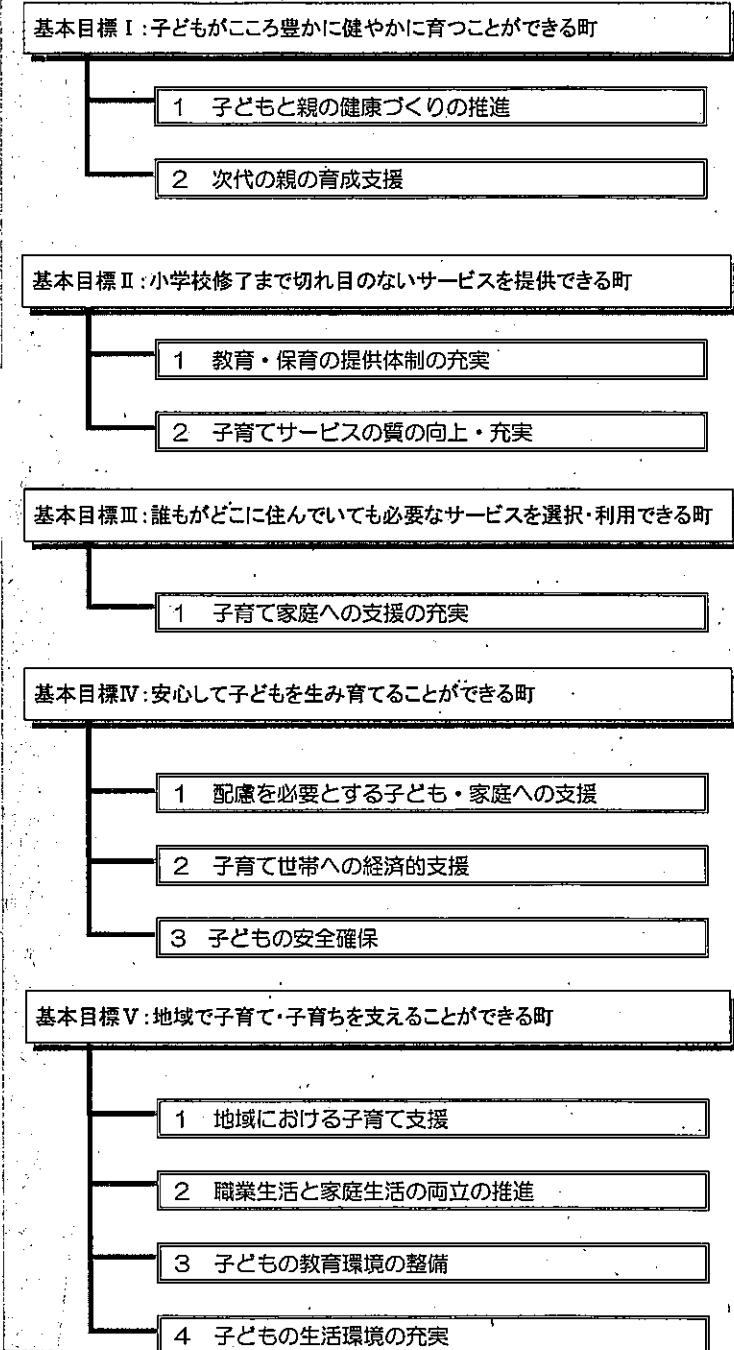
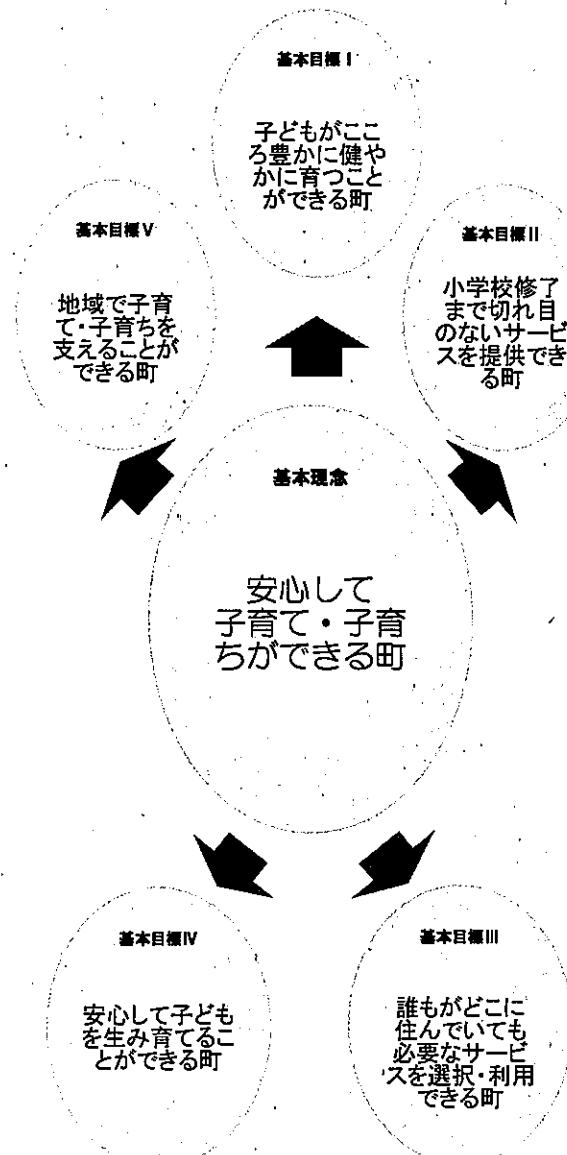
3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定することとしており、香美町は、「香住区」、「村岡区・小代区」の2つを教育・保育提供区域に設定します。

4. 計画の体系

基本理念と基本目標

施策の展開



5. 計画の期間

この計画は、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

□第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

母子保健の目的、「安心して子どもを産み育てる」ために、母性を最大限に發揮できるよう健康管理を行うとともに、母性の保護・尊重を図るため相談指導を充実し、親を支援する必要があります。少子化や女性の社会進出等子どもを産み育てる環境の変化、出生率の低下、高度化・多様化する母子保健ニーズに対応するため、母子保健事業を総合的・効果的に推進することが求められています。

妊娠婦の身体的・精神的不安を軽減するため、産婦人科や小児科、精神科等との連携を図り、きめ細やかな支援活動を推進するとともに、子育て教室等の開催や各種サークルの情報提供、乳幼児特有の疾病構造の変化に伴う支援体制の整備、地域全体で子育てを支えるネットワークの構築、虐待予防を視点にをおいた母子保健事業の実施等、妊娠・出産から乳幼児期を通じ、切れ目のない母子保健サービスの充実により、子どもの健やかなかからだと安らかな心豊かなこころの成長・発達を促進します。

基本目標1：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

1 子どもと親の健康づくりの推進

- | | | |
|----------|--|--|
| 「生まれるまで」 | (1) 結婚届出時の啓発
(2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付
(3) 妊婦健康診査の充実
(4) 妊産婦歯科健康診査の充実
(5) 妊産婦保健指導
(6) ハイリスク妊娠対策の充実
(7) 不育症治療対策支援の充実
(8) 不妊治療対策の推進等への支援の拡充
(9) 子育て世代包括支援センター事業の利用啓発の促進と機能強化
(10) 産前産後ヘルパー派遣事業の充実
(11) 子育て経験を生かした同世代の母親による妊娠婦へのサポート | |
| | 「生まれてから」 | (12) 新生児訪問指導事業の推進
(13) 相談窓口の充実
(14) 健康診査の充実
(15) 子育て教室等の開催
(16) 予防接種の推進
(17) 歯科保健対策の推進
(18) 家族等の禁煙の推進
(19) 産前ケア事業の充実
(20) 新生児聴覚検査の推進
(21) 産婦健康診査の推進
(22) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート |

2 次代の親の育成支援

- | |
|---|
| (1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発
(2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進
(3) 相談体制の充実
(4) 妊娠期から子育て期を通じた食育の推進 |
|---|

1. 子どもと親の健康づくりの推進

生まれるまで

(1) 結婚届出時の啓発

結婚届出時に、妊娠に関する情報や相談窓口、特定不妊治療費助成事業等を紹介した「ご結婚おめでとう」のリーフレットを配布し、妊娠前からの健康づくりの意識の高揚を図ります。

(2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付

(ア) 妊娠の届出

妊娠早期から妊娠・出産・育児について親になる自覚を持ち、安心して出産を迎えるよう、早期（妊娠11週まで）届出の啓発を行います。全妊婦に対して保健師・助産師が面接し、相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援に努めます。

(イ) 母子（親子）健康手帳の交付

妊婦に対し、母子（親子）健康手帳を配布するとともに、各種施策の紹介や子育てに関する事業等を掲載した『~~こそだてガイドブック（すくすく編）~~』を配布の子育て情報を発信します。「親子健康手帳」として交付し、また、母親だけでなく父親も含めて活用を促し、男性も含めて親への親になるための自覚を高めます。

働く妊産婦のために、「母子健康管理指導事項連絡カード」の等を配布によりし、医師等の指導事項を事業主に的確に伝達し、母性の健康を守る支援を行います有効な活用に向けて支援します。

(ウ) マタニティーマークの啓発

マタニティーマークの普及啓発に努め、妊婦に対して周りの人が配慮しやすい、やさしい環境づくりを推進します。

(3) 妊婦健康診査の充実

妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、公費助成を行います。

妊婦の全数把握により、養育支援ネットの活用や医療機関との連携を進め、ハイリスク妊婦の支援につなげます。

(4) 妊産婦歯科健康診査の充実

母親の口腔の健康維持のため、町内の歯科医院で妊産婦歯科健康診査を実施し、その受診率の向上に努めます。

(5) 妊産婦保健指導

(ア) 家庭訪問による保健指導

家庭訪問により、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる保健指導を行います。

(イ) 教室等による保健指導

~~妊婦やその家族を対象にした「マタニティかぞく教室」~~妊産婦や父親等を対象にした「子育て教室」や妊娠中期から産後の子育て期間にお母さん同士が交流することを目的にした「ママぴあサロン」子育て期の母親を対象にした「わくわく育児教室」を開催し、知識や情報の普及等の保健指導と併せ仲間づくりを進めます。

(ウ) 啓発活動

低出生体重児や流早産、SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため、妊婦の喫煙・飲酒、過剰なダイエットをなくすよう保健指導の充実を図ります。

二分脊椎を始めとする胎児の神経管閉鎖障害の発生を減らすため、妊婦及び妊娠を計

画している女性に葉酸摂取の必要性を啓発します。

(6) ハイリスク妊産婦対策の充実

若年妊産婦に対する必要な保健指導や教室への参加勧奨、高齢妊産婦が抱える過剰な不安を解消するための保健指導等の充実を図ります。

シングルマザーや外国人妊産婦が抱える不安に対し、必要な情報を適切に提供し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援を行います。

(7) 不育症治療対策支援の充実

不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

(8) 不妊治療対策の充実等への支援の拡充

肉体的負担はもとより、精神的負担が大きい不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。併せて、不妊に関する相談窓口の情報提供を行います。

(9) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等に関する総合的支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設します。助産師等が妊産婦等からの相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、情報提供を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。

(10) 産前産後ヘルパー派遣事業の充実

妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児を支援します。

(11) 子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

初めての妊娠・出産・育児で不安を抱えやすい妊産婦に対し、それらを経験している先輩ママが妊産婦の子育てモデルとしてサポートできる機会等を設定し支援します。

生まれてから

(12) 新生児訪問指導事業の推進

新生児期は、親子の愛着形成が重要な時期であり、この時期の親子の関わりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼすと言われています。生後1か月までに実施する新生児訪問をはじめ、生後4か月までに全戸を訪問し、子育て支援に関する必要な情報を掲載した『こそだてガイドブック（のびのび編）』を配布提供するとともに、子育ての不安解消だけでなく、産後うつの予防や早期発見・早期支援、子育ての問題点を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけるため、新生児訪問指導を実施します。さらに、里帰り出産児等についても帰町後に乳児家庭訪問を実施し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努めます。

医療機関が特に養育支援が必要な家庭を把握した場合、養育支援ネットを活用する等、出産病院と連携し、早期に養育支援が開始できるよう積極的な対応を進めます。

(13) 相談窓口の充実

地域の身近なところで相談できるよう、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が各区に出向き、個別相談や子育て教室を開催します。個別対応が必要な場合は、家庭訪問により助言等を行います。

自宅から相談できるよう、小児救急医療電話相談（#8000）や但馬地域小児救急医療電話相談（0796・22・9988）の活用を積極的に啓発します。

(14) 健康診査の充実

乳幼児の発育・発達の節目である3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健康診査と5歳児発達相談を実施します。併せて、健康診査の受診者満足度の向上を図ります。

発育や発達の状況を的確に把握し、発達障害等の早期発見、早期支援を図るため、健診精度と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローの必要な場合は、子育て教室や個別相談への参加を勧奨し、適切なフォローライフ体制につなげます。

(15) 子育て教室等の開催

「離乳食と歯の教室」や子どもの特性に合った子育てを学ぶ「のびのび子育て教室」の開催のほか、「祖父母の子育て教室」や子育て・子育ち支援センターとのタイアップによる教室の開催等、子育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施します。

(16) 予防接種の推進

医療機関での個別接種としている定期の予防接種の接種率は、95%以上を目標にしているが達成状況は予防接種の種類によって異なる状況にあり、予防接種の必要性について保護者の中には理解が得られず未接種の子どもが発生している現状もあるため、未接種児対策に重点を置き、接種率の向上に努めます。

今後も新型インフルエンザ等感染症に関する情報や予防接種に関する情報については、適時適切な提供に努めます。

(17) 歯科保健対策の推進

う歯予防を目的に、乳児、1歳6か月、2歳6か月、3歳児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯になりやすい児を対象にしたむし歯予防教室等、歯科保健指導の充実を図り、関係機関と連携した歯科健康教育の充実に努めるとともに、5歳児を対象にフッ化物洗口に取り組みます。

(18) 家族等の禁煙の推進

家族等の喫煙による子どもの受動喫煙は、低出生体重児出産、SIDS（乳幼児突然死症候群）やぜん息等呼吸器疾患の危険因子であると考えられています。たばこの誤飲事故も多く、家族等が積極的に禁煙する姿勢が大切なため、乳幼児のいる家庭での喫煙率の減少に取り組みます。

(19) 産後ケア事業の充実

産後の母子を支援するため、心と体のケアや授乳指導、育児相談を医療機関や在宅助産師の訪問で受けることができる産後ケアに取り組みます事業の充実を図ります。

(20) 新生児聴覚検査の推進

新生児期に先天性の聴覚障害の早期発見と早期療育を目的とした新生児期に受ける聴覚

検査の費用を助成し、適切な治療や援助によりことば等の発達を支援に取り組みます。

(21) 産婦健康診査の推進

出産後の母親が育児への不安から精神的に不安定になる産後うつを予防するため、産婦健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子への支援に取り組みます。

(22) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート

産後ケアリストをはじめとした産後母子ケアの専門家と一緒に、母子とその家族に対しきめ細かいサポートで支援します。

2. 次代の親の育成支援

(1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発

幼児期から一貫した教育により、年齢に応じて必要な性の知識を身に付けることが重要であり、性を含め思春期における諸問題を自ら乗り越えていくために自己決定能力を高めていくことが必要です。小学校、中学校、高等学校での生命を大切にする性教育・性感染症予防教育を充実します。特に、中学校では命や人とのつながりを学ぶ、子育て中の母子と生徒とのふれあい事業に継続的に取り組みます。

(2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進

学校、医療、保健、福祉等の各機関が連携し、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育を効果的に取り組むため、ネットワーク体制の整備を図り、健康教育を推進するとともに、学校や地域社会における予防啓発活動を推進します。

(3) 相談体制の充実

学童期・思春期における心の問題については、担任教諭や養護教諭への相談のほかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談にあたります。町の「こころの健康相談」では、思春期の心の問題を抱える子どもやその家族に対して専門医による相談を行い、思春期専門相談やピアサポートの推進等、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図ります。

(4) 妊娠期から子育て期を通じた食育の推進

健康な心と体の基礎が作られる乳幼児期、心身ともに子どもから大人へと移行する学童・思春期、関係機関と連携し成長に合わせた食育を推進します。

子どもの時からさまざまな体験を通じて「食」への関心を高め、食べものの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進します。

さらに、各家庭や地域に伝えられた郷土料理や伝承料理を通じ、地域の人とのつながりと日本型食生活の継承を強化します。

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

女性の社会進出や就労形態の変化等により、保育ニーズはますます多様化しています。時間外保育や病児保育など多様な保育需要に対応するとともに、在宅での子育て支援の充実を図り、必要家庭に適切なサービスを提供することが求められています。

新制度では、潜在的な保育ニーズを把握し、教育・保育、子育て支援の提供体制を確保する「量的拡充」と保育士等の待遇改善、研修の充実等の「質の改善」を図ることとされています。

本町では、幼稚園における預かり保育事業の実施や、認可保育所への財政的な支援により保育体制の確保を行うとともに、幼稚園、保育所における職員の研修を充実することにより質をより高める努力を行います。併せて、幼稚園における預かり保育事業の実施や、小学生等を対象とした放課後児童健全育成事業の実施により、保護者のニーズに合ったサービス提供体制を確保し、小学校修了まで切れ目のないサービスを提供します。

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

1 教育・保育の提供体制の充実

- (1) 少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施
- (2) 保育所への運営支援及び認定こども園への移行支援
- (3) 時間外保育事業
- (4) 病児保育事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置

2 子育てサービスの質の向上・充実

- (1) 保育士確保への取り組み
- (2) 保育士の資質の向上
- (3) 相談体制の充実



1. 教育・保育の提供体制の充実

(1) 少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施

町内の幼稚園数は香住区 6 施設、村岡区 3 施設ですが、現行幼稚園による少人数教育の充実を図るとともに、小学校とのつながりや育ちの連続性を図ります。また、幼稚園における預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施し、教育時間終了後に保育を希望する保護者のニーズに対応します。

(2) 保育所への運営支援及び認定こども園への移行支援

町内の保育施設数は香住区 3 施設、村岡区 1 施設、小代区 1 施設の計 5 施設で、小代区については、認定こども園（地方裁量型）です。

~~平成30年4月に統合した村岡区の保育施設に対し支援を行うことと併せて、既存保育施設の整備や運営等、認定こども園への移行も含め支援を行います。~~

(3) 時間外保育事業

保護者の特別な就労形態やその他やむを得ない事由により、保育時間の延長が必要と認めた園児を対象に町内全域で時間外保育事業を実施します。

~~保育開設時間が、11 時間を超える保育所の拡充を図ります。小代認定こども園での保育開設時間の拡充を検討します。~~

(4) 病児保育事業

病児を持つ保護者の高いニーズに対応するため、香住区で病児対応型を 1 施設、体調不良児対応型を 2 施設開設しました。村岡・小代区内での実施について、再度早期に保育所~~と医療機関での病児保育事業の準備・検討を行い、「第5章 事業計画」に基づき実施します。~~

(5) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生等を対象として、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び場及び生活の場を提供することで児童等の健全な育成を図る事業です。

本町では、毎年利用意向調査を実施し、公民館や学校の余裕教室等での活用して、全小学校区で放課後児童クラブを開設に努めることとし、放課後子ども教室と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

(6) 幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を、引き続き教育委員会に配置します。

2. 子育てサービスの質の向上・充実

(1) 保育士確保への取り組み

保育士不足に対応するため、ハローワークや大学等と連携するとともに、潜在保育士の再就職に関する相談や資格取得の支援により人材の確保に取り組みます。併せて、保育士の待遇改善を推進し職場環境の改善を図ります。

(2) 保育士の資質の向上

研修テーマとして、保育士が抱えている問題等を取り上げるとともに、参加型研修や保育現場の実践につながる実技等の講習を取り入れるなど、保育士の資質の向上のために必要な支援を行います。

(3) 相談体制の充実

子育て・子育ち支援センターや各地域局など、地域の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談に応じます。

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感の増大といった問題が生じています。

保護者が出会い、情報交換や気軽に相談ができる交流のできる拠点を充実することが求められています。地域に根ざし自主的な活動を行なう子育てサークルや母親グループを育成・支援することも必要です。

また、子育ての不安感等の緩和を図るため、保護者の仕事や通院、自身の活動やリフレッシュ、冠婚葬祭等、必要に応じ一時的に子どもを預かる事業も実施します。

子どもの健やかな育ちを促進するため、必要に応じ適切な情報を行い誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町を推進します。

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

1 子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育ち支援センター）
- (2) 子育て支援施設等の利用増進
- (3) 一時保育事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 子育て支援情報の適切な提供



1. 子育て家庭への支援の充実

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育ち支援センター）

(ア) 活動内容の充実

子育て・子育ち支援センターでは、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て親子の交流の場の提供を行います。子育て関係機関（保育所、学校、保健師、主任児童委員、健康福祉事務所、こども家庭センターなど）や子育て支援団体等と連携し、各種教室や研修会等を開催し地域の“子育て力”を高めていきます。

(イ) 子育て支援活動団体に対する支援

子育てサークルや母親グループ等、子育てに関して自主的に活動を行なうサークルの育成及び活動支援に取り組みます。

(2) 子育て支援施設等の利用増進

子育て・子育ち支援センターをはじめ、町内の「まちの子育てひろば」として県に登録されている施設において子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発を図ります。

(3) 一時保育事業

保育所に入所していない乳幼児の保護者が、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育することが一時的に困難となった場合に対応するため、主に昼間、保育所等において保育する一時保育事業を町内全域で実施します。

(4) 子育て短期支援事業

児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに対応するため、原則 1 週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行います。

(5) 子育て支援情報の適切な提供

『こそだてガイドブック（すくすく編）』や『こそだてガイドブック（のびのび編）』による情報提供だけでなく、子育ち・子育て支援に特化したインターネット等のデジタルメディアの活用を推進し、必要な時に適切な子育て情報の発信や情報交流等の新たなＩＣＴ導入について検討します。



基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町

虐待、障害、疾病、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもは等しく尊重され、一人一人の健やかな育ちが保障されなければなりません。子育てに対する関心を深める活動と併せて、子どもの権利擁護を進めるための普及・啓発を推進します。

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼします。乳幼児訪問等あらゆる機会を捉え、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組みます。さらに、関係機関の連携や情報を共有し、要保護児童対策地域協議会の取組を強化します。

障害の有無に関わらずとも個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。教育・保育施設への訪問等を通じて、発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげます。

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対し、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図ります。

すべての家庭の子育てにかかる経済的負担を軽減することと併せ、一人一人の特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる町を推進します。

基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町

1 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

- (1) 被害に遭った子ども等の保護の推進
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 障害児等の支援施策の充実
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) アレルギーのある子どもへの支援
- (6) 外国につながりのある子どもへの支援

2 子育て世帯への経済的支援

- (1) 保育料の軽減
- (2) 多子世帯への経済的負担の軽減第3子以降を育てる世帯への支援
- (3) 児童手当
- (4) 医療費の助成
- (5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (6) 義務教育終了までの子どもや家庭への支援

3 子どもの安全確保

- (1) 事故防止
- (2) 交通安全対策活動の推進
- (3) 犯罪等の被害防止活動の推進

1. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 被害に遭った子ども等の保護の推進

児童虐待、いじめ、犯罪等により被害を受けた場合、その子どもの精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携したきめ細やかな支援を実施します。保護を必要とする子どもができた場合、児童福祉施設等の関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

(ア) 養育支援訪問事業

児童虐待防止の一環として、訪問による相談、指導、助言、家事や育児の援助等、必要な養育支援を実施することにより、家庭での適切な養育を促進するとともに、育児が安定して行えるようホームヘルパー等を派遣体制を整備します。

妊婦健康診査未受診者、若年の妊婦や出産を望まない妊婦等、特に支援を必要とする家庭には保健師等専門職が訪問し対応します。

(イ) 要保護児童対策地域協議会

未然に児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立の応援等、切れ目のない支援を推進するため、子どもに関する総合的な相談窓口の設置により、虐待、問題行動、母子保健等の相談に応じます。

県の健康福祉事務所やこども家庭センター、健康福祉事務所と連携しながら、本町の要保護児童対策地域協議会の構成機関が中心となって児童虐待の早期発見・早期対応の取組を進め、虐待等の兆候が見受けられる子どもが発見された場合は、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議を開催し、その対応を検討します。

(3) 障害児等の支援施策の充実

(ア) 未熟児養育事業

未熟児の早期届出の徹底を図り、訪問指導を実施するとともに医療が必要な場合は、療育医療に対する支援を行います。

(イ) 障害児保育事業

障害児の健全な発達を支援し、住み慣れた地域で乳幼児期を過ごすことができるよう、保護者のニーズに応じ教育・保育施設や放課後児童クラブへの受け入れに配慮するとともに、受入施設等へ支援を行います。

(ウ) 5歳児発達相談事業

発達障害児の把握とその保護者や保育者への育児支援、生活支援、就学支援の体制づくりのため、5歳児を対象にスクリーニング、相談などを行います。

(エ) 保育所幼稚園等巡回相談事業

臨床心理士や保健師が幼稚園、保育所、認定こども園を巡回し、発達障害等、保育者が気になる子どもへの関わり方や保育に対する助言等、適切な支援を行います。

(オ) 障害児等療育支援事業

発達や子育てに不安を持つ保護者が気軽に相談できる場として、健診日等に発達の専

門医や臨床心理士、保健師等による個別相談を行います。

(カ) 障害児通所支援事業

関係市町と共同運営している2つの療育施設及び町内事業所への積極的関与を通じて放課後等デイサービスの量的・質的確保に努めます。また、障害児通所支援施設を共同設置する関係市町、関係機関との協議による児童発達支援センター等の体制整備を進めます。

(キ) 障害児相談支援事業

障害者支援利用計画作成の質的向上を図るとともに、モニタリング期間について検討しきめ細やかな設定時期に努めます。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスと自立・就業の支援に主眼を置いた総合的な対策を実施していくことが望まれます。福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、保育所の入所に際しての配慮等、各種支援策を推進しひとり親家庭の自立を支援します。

(5) アレルギーのある子どもへの支援

乳幼児を持つ保護者を対象に、乳幼児健康診査等を通じてぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行います。また、教育・保育施設、小学校、中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

(6) 外国につながりのある家庭への支援

外国につながりのある家庭が、言語や文化、考え方の違いにより孤立することなく、安心して子育てができるよう支援します。また、日本語指導が必要な外国人等の児童・生徒に対しては、教育的ニーズに応じた支援を行います。

2. 子育て世帯への経済的支援

(1) 保育料の軽減

教育・保育施設のを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されました。3歳未満児についても国の定める基準額から減額し、すべての子育て家庭へ経済的負担の軽減を図ります。

(2) 多子世帯への経済的負担の軽減第3子以降を育てる世帯への支援

少子化対策の一環として、教育・保育施設を利用する家庭への更なる経済的負担の軽減を図るために加え、多子世帯の保護者負担の減免第3子以降を育てる世帯への支援を行います。

(3) 児童手当

子育てに必要な費用を社会全体で支えるために、中学校修了（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する方に児童手当を支給します。

(4) 医療費の助成

乳幼児等医療費助成制度（～小学3年生）や子ども医療費助成制度（小学4年生～高校3年生世代）の実施により、入院・通院ともに無料とし、子どもにかかる医療費について経済的な支援を行います。

（5）実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設を利用している児童にかかる日用品、文具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を勘案し、全部又は一部を助成します。

（6）義務教育終了までの子どもや家庭への支援

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考え、義務教育終了までの子どもや家庭への支援を行います。

3. 子どもの安全確保

（1）事故防止

子どもの死亡原因は不慮の事故が多いことから、異物の誤飲、火傷、窒息等の急な事故に対応できるよう小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発します。特に誤飲に関しては、「中毒110番」等での対応策も積極的に啓発します。

（2）交通安全対策活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策（交通安全教育）を推進します。

子どもの交通事故による死傷を防ぐため、チャイルドシートの正しい使い方の啓発等により子どもの死亡率減少に努めます。

（3）犯罪等の被害防止活動の推進

（ア）犯罪等に関する情報提供の推進

子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、警察から迅速に情報提供を受けられるよう働きかけ、行政放送等により適切な情報提供を行います。また、犯罪情報や防犯情報を、メールで配信する「ひょうご防犯ネット」の登録を促進します。

（イ）地域ぐるみの防犯活動の推進

子どもが犯罪等に遭ったとき、すぐに駆け込める緊急避難場所「子ども110番の家」を再点検するとともに、青色防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を推進します。

（ウ）防災教育の推進

地震、津波、風水害、火災等から子どもを守るため、教育・保育に携わるすべての人の危機管理能力の向上を図る研修を行うとともに、災害時の避難場所や避難経路を再点検するとともに、計画的な避難訓練等、防災教育を推進し、自分の命は自分で守る意識を育てる取り組みを推進します。

基本目標V：地域で子育て・子育ちを支えることができる町

女性の社会進出により共働き家庭が増加している中、仕事と家庭を両立できるライフスタイルの構築がますます求められています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭、地域においても、ライフステージの各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。

子どもを取り巻く環境が、複雑化・多様化し、地域における人のきずなが希薄となり、子どもの健全な育ちを支える社会基盤が脆弱化する中、このような社会を実現するためには、働き方を見直す意識改革に取り組む必要があるとともに、地域ぐるみで親子を見守り支える機運の醸成が必要であり、地域・学校・企業等が連携してネットワークを構築し、子育て支援活動を推進することが求められています。

民生委員・児童委員、スクールカウンセラーなどの力を結集し、地域で子育てを支援する体制づくりを進め、地域で子育て・子育ちを支えることができる町を推進します。

基本目標V：地域で子育て・子育ちを支えることができる町

1 地域における子育て支援

- (1) 自主的な子育てグループの育成
- (2) 地域で子育てを支える人材の育成
- (3) 子育て世代と祖父母世代の交流の推進

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発推進
- (2) 仕事と子育ての両立支援

3 子どもの教育環境の整備

- (1) 学校の教育環境等の整備
- (2) 魅力ある幼稚園教諭の養成
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

4 子どもの生活環境の充実

- (1) 子どもが安心して遊べる遊び場所の整備
- (2) 放課後子ども教室の拡充
- (3) 子どもの健全育成

1. 地域における子育て支援

(1) 自主的な子育てグループの育成

地域における子育てに関するグループや団体の力を伸ばすため、就学前の子どもの親たちによる食育・体験活動・絵本の読み聞かせ・遊び等、多方面の子育て課題に対する自主的な活動や仲間づくりに対し支援を行います。

(2) 地域で子育てを支える人材の育成

地域ぐるみで親子を支える機運を高めることができる人材を育て、子育て世代を支援します。

(3) 子育て世代と祖父母世代の交流の推進

核家族の増加や祖父母世代との育児に対する考え方の違いなどにより、子育て世代が孤立しないため、祖父母世代との交流を支援します。

2. 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択でき、充実した健康で豊かな暮らしを支える実現するため、企業によるや地域へワーク・ライフ・バランスの取り組みに対する情報提供・相談による積極的な支援、男性の家事・育児参画促進に向けた意識改革等の広報、啓発を推進します。及び男女共同参画に関する情報提供を行い、取組に対する積極的な支援と併せて男性の家事・育児に対する意識改革を推進します。

(2) 仕事と子育ての両立支援

国や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会やセミナーの実施等、企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業の活用を促進します。

さらに、事業主に対し、育児・介護休業法等関係法令へ適合する就労規則の改正等、積極的な推進を図ります。働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対して支援を行います。

3. 子どもの教育環境の整備

(1) 学校の教育環境等の整備

(ア) 確かな学力の確立

①個に応じたきめ細かな指導の徹底

「魅力ある学校園所」を策定し、子どもたちに「確かな学力」を身につけさせるため、「ほめる」指導、「認める」指導を通して、個に応じたきめ細かな指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え判断し、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力を育みます。

②主体的に学ぶ態度や「主体的・対話的で深い学び」の視点を通しての幼小中を見通した学習習慣の確立

漢字や計算、英単語の反復学習、読書、読み聞かせなどを行う「学習タイム」を実施するとともに、学力の定着のため、幼稚園と小学校、小学校と中学校、隣接する学校（園）の連携による基本的学習習慣の確立を目指します。

③創意工夫した学習活動の展開

社会の変化への対応策と各学校の教育課題や地域の実態等を踏まえた特色ある教育課程「社会に開かれた教育課程」を編成・実施し、子どもたちの学習意欲を高める工夫に努めます。

④特別支援教育の視点を生かした教育の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別の支援を必要とする子どもたちへの指導の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善を図ります。

⑤グローバル化への対応

外国語指導助手（ALT）や地域人材などの積極的活用を進め、外国語活動や外国語科（英語）の授業の充実を図るとともに、夏季休業中等における「英語力アップ事業」を通して、英語によるコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、英語力の向上を図ります。

⑥キャリア教育の充実

地元企業の見学、「トライやる・ウイーク」、総合的な学習の実施により、子どもが社会で自立していくためのキャリア教育を推進します。

⑦学校間スーパー連携チャレンジプラン「学力向上ステップアップ授業」の実施

小規模校同士の学校間連携を通して、多人数による学習集団を編制し、効果的な指導方法と授業内容を開発するとともに、複数の教員が役割を分担し確かな学力の定着を図ります。

⑧ICTを活用した指導力の向上

高度情報化社会へ主体的に対応できる力を育成するため、ICTを活用した指導力の向上に努め、コンピューターや情報通信ネットワークを活用したわかりやすい授業を行ったり、子どもたちがコンピューターやインターネットを使って調べたり、交流したりする活動を支援する力を身につけます。

⑨ICT（情報通信技術）を活用した学習環境の整備

高度情報化社会へ主体的に対応できる力を育成するため、各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

(イ) 豊かな心づくりの推進

①道徳教育の充実

子どもたちにより身近で心に響く資料での学習を提供するとともに、道徳の時間「特別の教科 道徳」で培った道徳的実践（言葉・行動）力を実践化へつなげるため、

・体験的活動の充実を図ります。

②ふるさとの伝統や文化にふれ、国やふるさとを愛する心を育む

地域の方を講師とした「ふるさとものしり博士」、「ふるさとガイド」、「ふるさと体験マップ」等を活用した「ふるさと学習」を推進します。

③人権教育の充実

さまざまな人権に関する課題解決のための能力を育み、多文化共生の社会に必要な資質と行動力を育成します。

(ウ) 健やかな体づくりの推進

①豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成

発達段階に応じて身につけさせたい具体的な内容を示すとともに、子どもの能力・適性、興味・関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考え工夫し運動の課題を解決する学習を進めます。

②体力、運動能力の向上

外遊びや地域の特性を生かしたスキーや雪合戦、卓球、登山等を年間指導計画に取り入れるとともに、四季を通してアウトドアスポーツや各種のスポーツ教室の実施により、体力や運動能力の向上を図ります。

③日本一のふるさと給食の実現を推進

全国的に有名な松葉ガニ、但馬牛、村岡米をはじめとした地元産物の学校給食への活用拡大を促進するとともに、地元の安心・安全な食材を安定的に供給できる体制づくりを進めます。使ったふるさと給食を推進し、健全な食習慣とふるさとの産業や食に関わる人々に目を向け、ふるさとへの思いやりや愛着を感じる心を育成します。

(エ) 安全・安心の学校づくりの推進

空調を整備するとともに、耐震化率100%となった学校施設については、子どもたちの教育の場として一層の充実に努めることと併せて、地域の防災拠点としての施設整備という観点から、引き続き老朽化施設の改修を行います。

(2) 魅力ある幼稚園教諭の養成

園児の自立を促し、知・徳・体の調和が取れた望ましい成長を図るために、「最も身近な教育環境」である職員一人一人の能力をの向上させたため、が不可欠です。そのために、専門委員会によるカリキュラムの検討や教育研修所等の研修を充実するとともに、各幼稚園の実態に応じ、地域に根ざした特色ある園活動に資する研修の充実を進めます。図ります。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 親学習（親業）の充実

乳幼児健康診査や入学説明会等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた子育て学級や学習講座を開催し、家庭の教育力を高めます。

(イ) 子育て家庭の支援

子育てを経験した人たちによる「子育てサポーター」を養成を子育て支援の人材として育成し、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談したり、子育てサークル活動へ

の支援等、地域で子育て家庭を支援する体制づくりを進めます。

(ウ) 地域ぐるみの教育支援

教育活動、学校運営に関する情報をオープンスクールや学校通信等を通して、保護者や地域住民に提供し、学校評議員制度・学校評価システムを活用して、意見等を得ながら開かれた「地域とともにある学校づくり」を推進します。環境体験事業、自然学校、「トライやる・ウィーク」など家庭や地域と協力し教育活動を充実させます。

(エ) ふるさと教育の推進

ふるさと学習カリキュラムの作成とふるさと教育教材バンクを設置し、学校・家庭・地域が一体となって特色ある「ふるさと教育」を強力に推進します。

4. 子どもの生活環境の充実

(1) 子どもが安心して遊べる遊び場所の整備

子どもの成長に応じて安全に遊べる公園の整備に努めるとともに、自治会等が行う子どもの遊び場の整備を支援します。

(2) 放課後子ども教室の拡充

放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童健全育成事業と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

(3) 子どもの健全育成

(ア) 有害図書や有害情報の規制の働きかけ

町、県、警察が連携し実施する青少年を取り巻く有害環境実態調査により、有害図書販売店の立ち入り調査を行い、子どもの成長に悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報を取り除くよう、関係者や関係業者に対して自主的規制・措置の働きかけを行います。

また、青少年問題協議会において、青少年育成推進会議の活動目標となる「香美町青少年育成対策指針」を策定し、青少年育成推進会議の構成機関により地域で子どもの健全育成、問題行動防止活動に取り組みます。

(イ) 問題行動への予防対策

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化により青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。

第5章 事業計画

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

☆ 幼稚園・認定こども園（教育）を利用可能・・・1号：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のない世帯）

2号（学校教育の利用希望）：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のある世

☆ 保育所・認定こども園（保育）を利用可能・・・2号（その他）：3歳以上の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

3号：3歳未満の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

他市町の子どもは香美町の施設を広域利用する人数

《年度別計画 香美町全体》

(单位:人)

《認定こども園への移行を予定している施設にかかる提供体制確保外の定員数の計 香美町全体》

《年度別計画、香住区》

(单位:人)

《年度別計画　村岡区・小代区》

（单位：人）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 地域子育て支援拠点事業

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	9,061 人日	8,873 人日	8,222 人日	7,802 人日	7,415 人日
うち香住区	6,162 人日	5,882 人日	5,415 人日	5,041 人日	4,792 人日
うち村岡区・小代区	2,899 人日	2,991 人日	2,807 人日	2,761 人日	2,623 人日
確保方策	箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
具体的な考え方	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)

※量の見込みは利用が見込まれる児童数のみを記載(親の数は含まない)

(2) 利用者支援事業

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	4 か所				
うち香住区	2 か所				
うち村岡区・小代区	2 か所				
確保方策	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	その他	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
具体的な考え方	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)



(3) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	① 1号認定による利用	0 人日				
	うち香住区	0 人日				
	うち村岡区・小代区	0 人日				
	② 2号認定による利用	6,139 人日	5,864 人日	4,794 人日	4,794 人日	5,070 人日
	うち香住区	6,139 人日	5,864 人日	4,794 人日	4,794 人日	5,070 人日
	うち村岡区・小代区	0 人日				
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）	6,139 人日	5,864 人日	4,794 人日	4,794 人日	5,070 人日
	災害園数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
	うち香住区	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
	うち村岡区・小代区	0 園	0 園	0 園	0 園	0 園
	具体的な考え方	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施

(4) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時預かり）

年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	13 人日	12 人日	12 人日	11 人日	11 人日	11 人日
	うち香住区	9 人日	9 人日	9 人日	8 人日	8 人日
	うち村岡区・小代区	4 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	13 人日	12 人日	12 人日	11 人日	11 人日
	保育所	4 か所				
	うち香住区	3 か所				
具体的策	うち村岡区・小代区	1 か所				
	認定こども園	1 か所				
	うち香住区	0 か所				
	うち村岡区・小代区	1 か所				
	具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する

(5) 子育て短期支援事業

年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実施体制	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設

(6) 病児保育事業

年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	234 人日	220 人日	210 人日	202 人日	195 人日	
	うち香住区	161 人日	152 人日	142 人日	137 人日	130 人日
	うち村岡区・小代区	73 人日	68 人日	68 人日	65 人日	65 人日
	病児保育事業	161 人日	152 人日	142 人日	137 人日	130 人日
	病児対応型	1 か所				
	うち香住区	2 総定員				
具体的策	うち村岡区・小代区	1 か所				
	2 総定員					
	体調不良児対応型	0 か所				
	うち香住区	0 総定員				
	うち村岡区・小代区	2 か所				
	4 総定員					
具体的な考え方	うち香住区	2 総定員				
	うち村岡区・小代区	0 か所				
	0 総定員					
	病児対応型を公立病院内で実施	病児対応型を公立病院内で実施	病児対応型を公立病院内で実施	病児対応型を公立病院内で実施	病児対応型を公立病院内で実施	病児対応型を公立病院内で実施
	体調不良児対応型を民間保育所で実施	体調不良児対応型を民間保育所で実施	体調不良児対応型を民間保育所で実施	体調不良児対応型を民間保育所で実施	体調不良児対応型を民間保育所で実施	体調不良児対応型を民間保育所で実施

* 村岡区・小代区での実施について、令和2年度に再度検討し、令和3年度に結論を出す。

(7) 時間外（延長）保育事業

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	29 人	27 人	26 人	25 人	24 人
うち香住区	22 人	20 人	19 人	19 人	18 人
うち村岡区・小代区	7 人	7 人	7 人	6 人	6 人
時間外（延長）保育事業	29 人	27 人	26 人	25 人	24 人
確保方策 具体策	保育所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	うち香住区	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	認定こども園	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち香住区	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する時間外（延長）保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外（延長）保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外（延長）保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外（延長）保育事業において確保する

※ 認定区分ごとの最大利用時間を超えて保育が必要な子どもに対する時間外（延長）保育事業

(8) 放課後児童健全育成事業

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み					
小学1年生	60 人	56 人	55 人	49 人	45 人
うち香住区	43 人	41 人	42 人	36 人	35 人
うち村岡区・小代区	17 人	15 人	13 人	13 人	10 人
小学2年生	41 人	40 人	36 人	35 人	32 人
うち香住区	27 人	28 人	27 人	27 人	24 人
うち村岡区・小代区	14 人	12 人	9 人	8 人	8 人
小学3年生	38 人	34 人	34 人	31 人	29 人
うち香住区	30 人	23 人	24 人	23 人	23 人
うち村岡区・小代区	8 人	11 人	10 人	8 人	6 人
小学4年生	19 人	20 人	16 人	15 人	17 人
うち香住区	14 人	15 人	10 人	11 人	12 人
うち村岡区・小代区	5 人	5 人	6 人	4 人	5 人
小学5年生	7 人	9 人	7 人	5 人	5 人
うち香住区	3 人	5 人	5 人	3 人	3 人
うち村岡区・小代区	4 人	4 人	2 人	2 人	2 人
小学6年生	5 人	4 人	4 人	3 人	4 人
うち香住区	3 人	2 人	3 人	3 人	3 人
うち村岡区・小代区	2 人	2 人	1 人	0 人	1 人
計	170 人	163 人	152 人	138 人	132 人
確保方策 具体策	放課後児童クラブ	170 人	163 人	152 人	138 人
	箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	うち香住区	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	うち村岡区・小代区	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	具体的な考え方	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設

(8-1) 新・放課後子ども総合プランにかかる記載事項

① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
一括して実施する目標量	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	4 か所

② 放課後子ども教室の実施計画

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
実施箇所数	7 か所				

③ 新・放課後子ども総合プラン推進に関する具体的な方策

- 放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携するとともに、コーディネーターが事業を調整し、一体的な実施のための共通プログラムを企画・実施します。また、放課後児童クラブの開所時間延長、小学校余裕教室の活用等、総合教育会議等で総合的な放課後対策を検討します。
- 放課後児童クラブ入所時に児童の健康状態などを把握し、特別な配慮の必要な児童については加配するなど、個々の状態に即したクラブでの生活となるよう支援します。
- 放課後児童クラブでは異年齢児童等との交わり等を通して社会性を身につけ、当番制により主体性を養うようななどの運営を計画しており、育成支援の内容について、利用者等に周知していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

☆ 人数は、当該年度中に検診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載。

☆ 妊娠期間の関係で2か年度に渡り検診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上。

年度		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
量の見込み	人数	141人	133人	126人	120人	113人
	検診回数	1,269回	1,197回	1,134回	1,080回	1,017回
確保方策	実施場所	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院
	実施体制	15人	15人	15人	15人	15人
	検査項目	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査				
	実施時期	年間	年間	年間	年間	年間

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

☆ 現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
確保方策	量の見込み	81人	76人	72人	68人	65人
	実施体制	6人	6人	6人	6人	6人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町

(11) 養育支援訪問事業

☆ 現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
確保方策	量の見込み	39人	36人	34人	32人	31人
	実施体制	6人	6人	6人	6人	6人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町



3. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

（1）就学前教育・保育施設の認定こども園化の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

認定こども園化については、既存の教育・保育施設の意向に配慮し、認定こども園化への支援も含め関係者や保護者の意見を開きながら引き続き検討していきます。今後5年間における既存施設の状況、あるいは幼稚園、小・中学校のあり方等を勘案し、関係者や保護者の意見を聞きながら議論を進め、適切な判断や支援に取り組みます。

（2）教育・保育施設と小学校、中学校との連携・接続の推進

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期となります。「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育・保育と児童期の教育を円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要です。

香美町では、毎年「香美町教育振興基本計画」を基に教育基本方針となる「香美町教育の重点」を定め、その推進を図っています。その中で、各施設間の連携を促進し、接続期の充実に視点を置いた連続性・発展性のある教育・保育の一体的提供の推進と併せ、その体制を確保します。そのため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した幼児期の教育・保育と小学校教育の接続、さらには小学校教育と中学校教育の接続を意識したカリキュラムの作成、資質向上のための研修体制等の充実を図り、より質の高い教育・保育の提供を推進します。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園における預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法については、法定代理受領による給付を基本としながらも、特定子ども・子育て支援施設等の意向に配慮しながら隨時検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等に関することについては、兵庫県と連携しながら適切な対応を行います。

□第6章 計画の推進方策

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本理念、基本目標の実現のための各種取組について広く周知し、「安心して子育て・子育ちができる町」を目指して、町民、地域、行政、関係機関・団体等が子育て支援の重要性を共有し、それぞれが連携・協働しながら子育て支援に関する取組を行うことにより、「子どもの育ち」、「親の育ち」と子育てを社会全体で支援します。併せて、国、県、他市町と連携し、施策の推進を図ります。

2. その責務と役割

本計画に基づく事業の進捗状況に加え、計画全体の成果について、点検・評価することが重要となります。このため「香美町子ども・子育て会議」において、P D C A (P L A N 「計画」 → D O 「実行」 → C H E C K 「点検・評価」 → A C T 「改善」) サイクルによる適切な進行管理や必要な見直しを行い、実効性のある取組の推進を図ります。

